

委員会の部

防災会議の組織及び活動紹介

防災会議

議長 徳本 浩一

1. はじめに

防災会議は、会議という名が付きますが、日本弁理士会の委員会の1つです。防災会議は、弁理士会の防災体制の整備及び災害発生時の対応を策定することを目的として活動しています⁽¹⁾。

防災会議が取り扱う「災害」については、弁理士会の防災会議規則（会令第49号）等によれば、「異常な自然現象を原因とするもののほか、大規模な事故又は被害の程度においてこれに類する暴力行為その他の人為的行為を原因とするものを含む」と定義されています⁽²⁾。

このような災害について、多くの方は地震を思い浮かべるのではないのでしょうか。しかし、最近では大型台風や線状降水帯が多発することに伴い水害が多発しており、防災会議でも、実際に発生した災害については水害に対応するケースが多くを占めています。また、新型コロナウイルスの感染拡大も災害に該当するものとして、防災会議で取り扱われています。さらに、先に述べた災害の定義によれば、災害には人為的行為も含まれており、人為的行為としてサイバーテロ等のテロに対しても準備、対応等すべきかどうか議論されるケースも出てきています。

このように災害も多様化してきており、その中で運営されている防災会議の組織や活動について紹介します。

2. 組織について

防災会議においては、その名称等の関係から、他の委員会で委員長と呼ばれる役職が議長と呼ばれ、副委員長と呼ばれる役職が副議長と呼ばれていますが、その一方で、他の委員会で委員と呼ばれる役職は、議員ではなく同じく委員と呼ばれています⁽³⁾。このように他の委員会とは異なる紛らわしい点はあるものの、防災会議はれっきとした日本弁理士会の委員会の1つであり、委員は、災害発生時においても会員が適切な対応を取れるよう議論を重ねています。このような委員の構成を含めて防災会議の組織について紹介します。

2. 1. 委員について

本年度（令和5年度）の防災会議は21名の委員から構成されており、そのうちの1名が議長、3名が副議長です。

また、各地域会と連携を図ることも求められるため、日本全国9つの地域会（北海道会、東北会、北陸会、関東会、東海会、関西会、中国会、四国会及び九州会）のそれぞれから少なくとも1名の会員が防災会議の委員に就任しています。

各地域会においては、その地域の気候、地理、交通事情等のような特有の事情が存在することがあり、各地域会の委員からは各地域特有の事情等の情報が防災会議に提供されることが期待されています。また、防災会議の情報が各地域会の委員を通じてその地域会に伝えられることも期待されています。

なお、防災会議の委員の定員は30名であり⁽⁴⁾、各委員の人となりを知るのに適度な人数であり、日本全国の様々な地域会から就任されている委員と親睦を深め易くなっています。そのため、防災会議では、様々な地域会についての知見を増やし、様々な地域会の方々との人脈を広げるチャンスが多いと言えます。

2. 2. 部会について

防災会議には、第1～第3部会の3つの部会が設けられており、本年度（令和5年度）、第1～第3部会のそれぞれには副議長1名を含む6～8名の委員が配置されています。

第1～第3部会は、各年度で役員会から提示される諮問、審議委嘱事項及び委嘱事項に沿って活動を行っており、本年度の審議委嘱事項及び委嘱事項によれば、第1部会～第3部会の活動内容は以下のとおりとなっています。

・第1部会

- －安否確認メールシステムの実効的な運用方法の検討・実施
- －防災訓練の実行
- －防災に関する情報収集

・第2部会

- －防災 todo リストの改訂版の企画、実行及び周知
- －弁理士会及び地域会における災害時用備蓄品目の保守・拡充の実行及び支援

・第3部会

- －災害時用ホームページの改善
- －防災関係マニュアルの見直し、改訂及び周知

3. 活動内容について

防災会議の目的は、先に述べたように弁理士会の防災体制を整備し、かつ災害発生時にすべき対応を策定することにあります。しかし、平時においては防災に関する準備は後回しにされ易く、防災会議の目的には、これを防ぐために防災意識の向上も考慮に入ってきます。

第1～第3部会の活動内容も、このような目的を踏まえたものとなっており、第1～第3部会の活動内容の中にも含まれる「安否確認メール」、「防災訓練」、「情報収集」、「防災 todo リスト」、「災害時用備蓄品」、「災害時用ホームページ」及び「防災関係マニュアル」といった事項について、防災会議の目的を考慮に入れながら紹介します。

3. 1. 安否確認メール

安否確認メールは、災害が発生しかつその災害発生地域の状況が一定の配信基準を満たした場合に、災害発生地域に主たる事務所を置く会員に対して、その安否を確認するための内容を記載して配信される電子メールです。防災会議においては、安否確認メールに対する応答を見て災害発生地域の被災状況の把握に役立てています。

会員の皆様にとっては、年に1回実施される安否確認訓練で、弁理士会に登録したメールアドレスに配信されてくる電子メールと言えば、安否確認メールをイメージし易いのではないのでしょうか。

安否確認訓練における安否確認メールの配信対象は、弁理士会の会員全員となっていますが、実際に災害が発生した場合に配信される安否確認メールについては、原則として、災害発生地域の会員が対象となります。最近の安否確認メールは、多発する水害に起因して配信されるケースが多くなっています。第1部会では、このような災害の変化に対して安否確認メールの配信基準が適合しているかどうかを検討し、配信基準をブラッシュアップしています。

3. 2. 防災訓練

防災訓練は、年に1回弁理士会館にて実施されており、そこでは、弁理士会館からの避難訓練、災害時用備蓄品の確認訓練等が行われます。さらに、防災訓練では、東京消防庁麹町消防署に協力いただいて、AEDによる救護訓練、消火器による消火訓練、VR防災体験車、煙体験ハウス等による防災体験学習等も行われています。

このような防災訓練には、防災会議の委員はもちろん、一般の弁理士会の会員も参加できます。

3. 3. 情報収集

防災会議では、防災に関する情報を収集するため、年に1回2~3月頃に委員が東京消防庁の防災館（主に、本所防災館）に訪問しています。この訪問時には、参加した委員全員が起震装置による地震体験学習、水圧により車や家のドアが開き難くなる現象を体験できる都市型水害・暴風雨体験学習等を行っています。さらに、防災館への訪問時には、防災館の館長及び副館長と意見交換も行っており、体験学習や意見交換等から得た情報を防災会議に持ち帰り、委員、さらには会員の防災意識向上に役立てようとしています。

3. 4. 防災 todo リスト

防災会議では、防災 todo リストと呼ばれる会員向けの情報提供資料も作成し公開しています。防災 todo リストには準備編と対応編とが存在します。

防災 todo リスト準備編には、災害に備えて準備すべき事項が、1 ページに簡潔かつ直感的に把握できるように列挙されています（図1参照）。防災 todo リスト対応編には、災害に遭遇した場合に対応すべき事項が、1 ページに簡潔かつ直感的に把握できるように列挙されています（図2参照）。

地震・災害 に対して 今行うべき特許事務所・職場の備えは？

●6つのポイント

1. 職場勤務者の命を守るために！

- 本箱・キャビネット類・重量機器の移動・転倒防止策
- 防災用品・食糧・宿泊設備の準備

2. 停電に備えるために！

- 長寿命電池を搭載したノートパソコンの用意

3. 情報管理を行うために！

- 重要書類は常にバックアップを（別のパソコン、DVD、USBメモリ等へ）

4. そのとき慌てないために！

- 職場の防災マニュアルを作成しておく
- 日本弁理士会の防災マニュアルへのアクセスを試しておく
- 電話会社の災害用伝言板・伝言ダイヤルを試しておく
- 所員・社員・家族間で携帯電話でのメール交換を試しておく

5. 日本弁理士会からの安否確認メールを受信するために

- パソコンと携帯電話のメールアドレスを日本弁理士会に登録しておく。
- ※携帯電話のメールアドレスは、特に災害時に有効です

6. 災害時に迅速に手続の救済を求めるために！

- 手続期間の延長などの救済措置を事前に確認（対象手続は、特許法第10条（知財関連法、特定非常災害特別措置法）、期限等）。
- 「危機管理マニュアル（特許事務所編）」（日本弁理士会作成）※アクセスにはIDとパスワードが必要です。
- 特許庁HP（「広報からのお知らせ」）

●救済手続のフローチャート（危機管理マニュアル）

「弁理士の防災マニュアル」には災害対応の情報が記載されています。日本弁理士会の電子フォームからご覧ください。

図1 防災 todo リスト準備編

ドーン！グラグラ〜グラ〜 そのときどうする??

●大きな揺れを感じたら

1. 先ず落ちつく！

慌てても事態は変わりません。まずは落ち着きましょう。

2. 周囲の被災状況を把握する！

・ケガ人はいないか？ ・帰宅できるのか？ ・現在地に逗留できるのか？

ラジオ・テレビ・ネットなどで情報を集めましょう。

3. 職場の人・家族の安否を確認する！

(1) 携帯等の災害用伝言板・伝言ダイヤルで伝言をする・聞く
1711-音声案内に従って操作し、事務所・自宅等の電話番号を入力する。

(2) メールやSNS（例えばLINE）などで連絡をとる（電話より通じる可能性が高い時間がかかることあり）

4. 日本弁理士会（本会・地域会）へ連絡する！

災害発生時には、日本弁理士会から安否確認メール（自動送信メール）が届きます。まずはそちらに回答し、現状を日本弁理士会へ連絡。

・メール応答不可のとき、電話連絡する → (03)3981-1211

・本会が返信しないとき、緊急に連絡 → (06)6775-8200

（災害用伝言ダイヤル利用時は、1711-音声案内に従って操作する）

別途メールで連絡するとき → bousai@jpsa.or.jp（防災専用アドレス）

●片付が開始される前に

5. 被災状況（事務所・自宅）を写真撮影する！

被災証明の取得・期限延滞の上申時に役立ちます。

●少し落ち着いたら

6. 期限の迫った手続をチェックする！

・被災時の期限延滞の可・不可の確認 → 特許庁HPにアクセスする

※期間延長可能なものは延長請求をする。（捺印、副別ラベル貼りとき後日補正）

・株式 → 特許庁HPより取得可能

7. 取引先（顧客等）へ連絡・対応する！

目録から、取引先等リストを複数人で事務所・自宅等の複数都所に保管しておく。

図2 防災 todo リスト対応編

3. 5. 災害時用備蓄品

弁理士会や各地域会においては、災害時に備えて、ヘルメット、非常食、非常用飲料水等の備蓄品が保管されています。

この備蓄品の種類も、災害の多様化や生活様式の変化に伴って変化してきています。例えば、最近では備蓄品として、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の充電等に用いる非常用電源・バッテリー、非常時に助けを呼ぶために用いるホイッスル、建物内に閉じ込められた場合にドアや窓ガラス等を破壊するために用いるバール等が追加される傾向にあります。第2部会では、このように変化する備蓄品の種類を検討し、この検討結果に基づいて追加することが推奨される備蓄品の情報を弁理士会や各地域会に提供しています。

3. 6. 災害時用ホームページ

弁理士会のホームページ上には、防災に関する情報を提供するための災害時用ホームページが公開されています。災害時用ホームページは、会員専用ページに表示される「被災情報等の確認はこちら」というボタン（令和5

年度現在) をクリック又はタップすることによって入ることができます (図3 参照)。

災害時用ホームページ上には被災時等に必要情報が掲載されており、先に述べた防災 todo リストや次に述べる防災関係マニュアルは、災害時用ホームページから入手することができます (図4 参照)。



図3 「被災情報等の確認はこちら」ボタンを表示した会員専用ページ

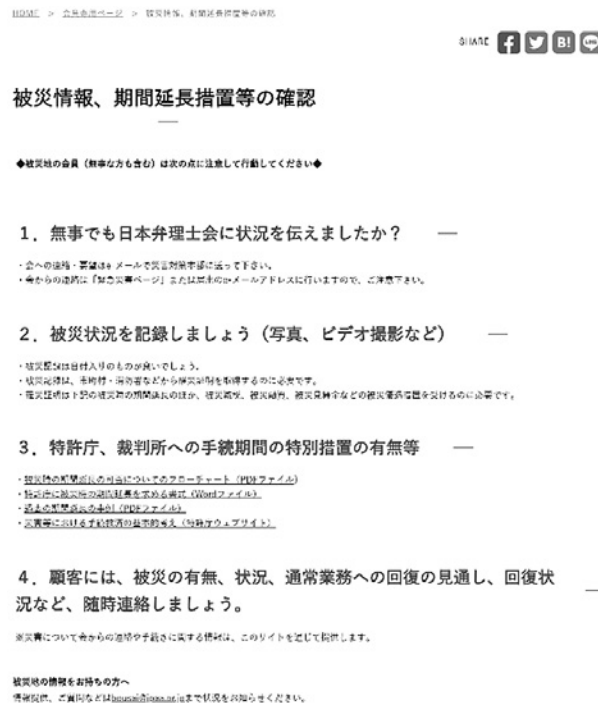


図4 災害時用ホームページ

3. 7. 防災関係マニュアル

防災関係マニュアルは、会員が災害に備えて準備すべき事項や災害発生時に取るべき対応等の情報を個別具体的に記載したマニュアルとなっています。特に、防災関係マニュアルのうち「危機管理マニュアル (特許事務所・企業編) (本冊)」では、これらの情報に加えて、弁理士の業務にとって極めて重要な特許庁の期限に関する救済措置もまた簡潔にまとめられています。

このように防災関係マニュアルは、防災や災害に関して極めて有益な情報が記載されています。しかし、防災関係マニュアルの存在は弁理士会の会員にほとんど知られていません。そのため、第3部会では、防災関係マニュアルの情報を記載したノベルティグッズを配布して防災関係マニュアルを周知する取り組み等も行っています。

4. 最後に

我が国においては近いうちに、南海トラフ地震、首都圏直下型地震等のような大地震の発生、太平洋の海水温度

上昇に伴う台風の大型化が予想されています。そして、防災会議は、このように予想される災害の発生時においても会員が適切な対応を取れるようにしようという志をもって活動しており、このような志の下に集まった委員によってポジティブな雰囲気の中で運営されています。

このような防災会議について、より多くの会員の方々に知っていただけますと幸いです。

以上

(参考文献)

- (1) 防災会議規則（会令第49号）第2条における防災会議の目的に関する記載
- (2) 防災会議規則（会令第49号）第2条及び災害対策本部規則（会令第50号）第2条における災害の定義に関する記載
- (3) 防災会議規則（会令第49号）第4条第1項における防災会議の役職名に関する記載
- (4) 防災会議規則（会令第49号）第4条第1項における防災会議の委員の定員に関する記載

(原稿受領 2023.10.13)

コンプライアンス委員会 活動紹介

コンプライアンス委員会

委員長 高山 和也

1. はじめに

コンプライアンス委員会の活動は、会則第48条の2第1項に規定されている、「苦情対応等」と、会令85号同委員会規則4条に規定されている「会員の倫理に関する諸問題についての研究、立案及び啓発」に大別されます。以下、この二つの活動内容について、説明させていただきます。

2. 活動について

- (1) 会則第48条の2第1項に「会長は、①会員の業務に関する苦情を受けたとき又は②会員の品位保持に関し必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対し、①苦情事実の確認②必要な事実調査③当事者間の意見調整（この3つの行為）を行うように指示し、並びに意見具申を求めることができる。」と規定されています。

(a) 本規定の前提となっている「苦情」に関する定義規定はありませんが、この「苦情」という言葉について、広辞苑を見ますと「①難儀な事情②転じて、自分が他から害を受けている状態に対する不平・不満の気持ち。また、それを表した言葉。」と書かれています。

この言葉の意味からして、コンプライアンス委員会で扱う「苦情」とは、会員個人に対して、何らかの不満がある状態と考えております。弁理士の業務に関し、依頼者から日本弁理士会に寄せられる苦情の代表的な事例としては、「仕事を依頼する際に弁理士から説明された料金よりも、高額な料金を請求された。料金を支払っているにもかかわらず出願等の作業が行われぬ。弁理士報酬や出願等の手続内容について弁理士に訊ねても説明してくれない。」等があります。

尚、書面による苦情申立が年間10件前後、弁理士会に提出されています。

(b) 次に、コンプライアンス委員会が行う「当事者間の意見調整」ですが、当事者双方からお互いの言い分を聞き、その内容を当事者双方に伝える行為が、「当事者間の意見調整」と考えております。

前記のように「苦情」の性質から、当事者双方から話を聞いて、その内容を会員なり依頼者に伝えるだけで、例えば「J-PlatPatという無料のデータベースを使用した調査でなぜ弁理士報酬を請求するのか?」といった誤解に基づく苦情の場合、苦情対象会員から聞いた弁理士報酬の話とともに、一般的な弁理士報酬について担当員が依頼者に説明するだけで、苦情が解消する場合があります。

このように、会員及び依頼者から話を聞いて必要な助言を行うことで、依頼者の誤解や理解不足を解く行為が

「当事者間の意見調整」と考えています。

双方の意見調整を行う中で、苦情の内容が明確となり、「会員の業務に関する紛議」として整理することがふさわしい場合には、即座に執行役員会に報告し、当事者の請求を待って、紛議調停委員会に案件を回付することになります。

(2) 委員会構成について

コンプライアンス委員会は、「倫理部、事件予審部、事件対応部」から構成されています。

(a) コンプライアンス委員会に苦情案件が回付された場合、まず、コンプライアンス委員会事件予審部（委員長が、個別の事案毎に予審部員を指名します。）において、事案の事実確認や論点整理を行い、その後、同委員会事件対応部に回付します。

この際、処分請求、紛議調停等の処理機関が明確な場合には、方式審査のみで即座に会長に報告します。

(b) 事件対応部では、委員長から指名された担当員により、苦情申立案件につき、必要があるときは関係者（苦情申立人や対象会員）への事情聴取を行い、聴取内容を踏まえて、事案の整理を行い、解決に向けての調整を行います。

(c) より慎重な検討を要する事案の場合、担当員から倫理部にモデル化した事案（当事者名を表示しない）を示し、倫理部が検討して意見を述べます。

(d) 担当員は、事実確認等の結果を速やかに委員長に報告し、事実確認等が終了した場合には、委員長はその結果を速やかに会長に報告します。

また、この報告を受け、執行役員会が対応を終了してもよいと判断した場合には、当事者に終了通知を発送します。

この結果としては下記のような結論となります。

(ア) 問題が解決。

(イ) 解決が困難。（意見調整の結果、残念ながらこういう場合もあります）

(ウ) 苦情の取下げ。（苦情処理の場以外での当事者の自主的解決等による）

品位保持の観点から会長への報告に以下のような意見を付すことがあります。

(エ) 会則 51 条 1 項（会長思料）に基礎づく、綱紀委員会への調査請求をすべきか否か検討を求める。

(オ) 会則 47 条（会員に対する監督）、48 条（法令、会則遵守）による会員指導を行うことが適当か否か検討を求める。

なお、執行役員会は、報告を受けた事案が紛議調停に関するものであり、相談者から弁理士法 67 条及び会則 122 条 2 項に基づく請求があった場合は、紛議調停委員会に紛議の調停を委嘱します。

コンプライアンス委員会の職務は、秘密性が多いため、委員及び本会職員の秘密を守る義務が定められています。

また、コンプライアンス委員会の委員は、弁理士会役員選挙運動を自粛する旨「選挙運動に関するガイドライン」で定められています。

(3) 本年度の倫理部における検討について

本年度、執行役員会から下記 3 つの諮問が出され検討を行っております。

(a) 「ハラスメント苦情対応マニュアルの更なる検討」

昨年度、（コンプライアンス委員会内部で使用）ハラスメント苦情対応マニュアルが作成されましたが、従来の（同）苦情対応マニュアルと一部流れが異なっていますので、同じ流れになるように検討をおこなっています。

尚、この検討の一環として、コンプライアンス委員会の委員、執行役員、会長室を対象としてハラスメント苦情対応に関する研修会を開催しました。

(b) 「事務所名称ガイドライン改訂案の更なる検討」

事務所名称を認めるにあたり、他士業において同じ名称が使用されている場合や、経営弁理士が脱退した場合等

について検討を行なっています。

(c)「能力担保研修に関するテキストの改訂検討」

能力担保研修の際に使用するテキスト内容の一部について、改訂検討作業を行なっています。

尚、上記の他「倫理研修への協力、講師派遣」も行っています。

3. まとめ

近年、倫理研修の効果もあり、会則第48条の2第1項に規定されている「苦情対応」が減少傾向にはありますが、弁理士会への苦情が無くなった訳ではありません。今後とも、コンプライアンス委員会では、「会員の倫理に関する諸問題についての研究、立案及び啓発」を通して弁理士の品位保持の一役を担っていきたいと考えております。

以上

(原稿受領 2023.9.28)

例規設置委員会

日本弁理士会

副会長 稗苗 秀三

1. はじめに

例規設置委員会の説明に入る前に、弁理士法の建付けについて若干説明させていただき、その後、各委員会の存在意義を説明させていただきます。

平成26年に弁理士法が大幅に改正され、第1条に弁理士は知的財産に関する専門家として活動すべきとの使命条項が入り、弁護士と同様な厳しい職責が課せられることになりました。故に、旧来からある職責条項（弁理士法第3条）である、①品位保持義務、②業務精通義務、③公正・誠実な業務遂行義務は、旧来にも増して大きなものになっております。

これらの使命および職責に鑑み、会員の指導、連絡及び監督、並びに登録に関する事務を行う日本弁理士会では、会則を定め、この会則に例規設置委員会の規定を設けております。また、例規設置委員会の重要性に鑑み、委員の選任については常議員会での承認が必要となっております（会則第78条第6号）。

会則に規定する例規設置委員会としては、前項で説明のありましたコンプライアンス委員会ほか、以下に説明する綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会等があります。

(執筆者：稗苗 秀三)

2. 各委員会の活動内容

(1) 綱紀委員会

委員長 和田 祐造

委員数：弁理士26名、外部3名

開催頻度：月1回

本委員会では、日本弁理士会会長の請求に応じて、会則第49条第1項に該当する事実の有無の調査をしております。委員は常議員会の決議を経て3月に選任され、任期は2年となっております。外部委員も委員会に出席し、幅広い知見から案件の調査を行っております。

案件の調査は委員が複数の部会に分かれて担当しているため、同時に多くの案件の調査を進めることができるようになっています。案件内容は弁理士業務に関連するものが多く、年間5～10件程度の案件を処理しております。調査は慎重かつ丁寧に行う必要があるため、1件の調査に非常に時間のかかることもあります。なるべく当事者をお待たせすることのないようスピード感を持って対応しております。

(執筆者：和田 祐造)

(2) 不服審議委員会

委員長 田中 成志

委員数：弁理士2名、外部3名

開催頻度：案件数による

本委員会では、会則第51条の3第4項に規定する不服申立てに係る事案の調査をしております。委員は常議員会の決議を経て3月に選任されます。

規則により委員のうち過半数を会員以外の者から選任して委嘱した委員とすることになっています。これは、綱紀委員会や審査委員会等と比較して、より幅広い知見から案件の調査が求められ、「弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害した」との事実が存在するか否かの調査にあたって、身内をかばったり、会内での社会に理解されにくい独自の慣習（もしあれば）に従うことなく、弁理士の社会的使命を果たすことが求められていると理解されます。

当委員会では、当委員会の調査報告に対する不服申立ての手続がないことを意識して、弁理士の「知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資する」という使命、および対象とされた関係会員の権利保護の双方の観点で、不服申立ての内容と綱紀委員会の調査報告書を丁寧に確認しながら、調査しております。

(執筆者：田中 成志)

(3) 審査委員会

委員長 中嶋 俊夫

委員数：弁理士22名、外部6名（予備委員：弁理士13名、外部2名）

開催頻度：案件数による

本委員会では、会則第49条第1項及び第54条の2第6項の事案について、会長からの送致を受けて審査、決議を行っております。委員は常議員会の決議を経て3月に選任されます。案件ごとに部会に分かれて審査し、部会には外部委員も出席し、必要に応じて顧問弁護士からも意見を伺うなど、幅広い知見から案件の審査を行っております。綱紀委員会の調査結果を受けての送致が多いですが、会員が継続研修を受講しなかった場合には、継続研修履修状況管理委員会の調査を受けての送致も毎年あります。

送致を受けてからの審査期間（決議まで50日以内）が規則によって定められているため、送致後はすぐに決議までのスケジュールを決定し、スピード感をもって対応しております。

(執筆者：中嶋 俊夫)

(4) 紛議調停委員会

委員長 清原 義博

委員数：12名

開催頻度：案件数による

本委員会では、会則第120条第2項の規定により、会員又は当事者その他の関係人の請求に応じて、会員の業務に関する紛議の調停を行っております。委員は常議員会の決議を経て3月に選任され、任期は2年となっております。委員会の構成は調査部と担当委員会に分かれ、調停は複数ある担当委員会が順番に対応しております。

例年、案件数は年間3件程度となりますが、報酬や費用の支払いに関する紛議の折り合いを付けるケースが多く、和解に向けて難しい対応が求められることも多いです。担当する委員が双方の主張を親身になって聞き取り、うまく和解できるよう心掛けて対応しております。

(執筆者：清原 義博)

(5) 継続研修履修状況管理委員会

委員長 千葉 太一

委員数：10名

開催頻度：年6回

本委員会では、主に会則第54条の2第1項に該当する事実の調査をしております。会員の義務である継続研修を受講していない会員に対して、受講勧告及び処分予定通知の送付、それに伴う説明書及び弁明書の確認及び精査をし、また、会長に対して継続研修義務不履行者の報告を行っております。委員は常議員会の決議を経て3月に選任されます。

継続研修は全会員を5グループに分け5年ごとに受講する必要がありますが、期限までに受講できない会員が毎年います。事情は会員により様々であるため、義務不履行の事実の調査は慎重に行われています。全会員が期限内に研修を受講し、本委員会が活動する必要がなくなることを願います。

(執筆者：千葉 太一)

(6) 処分前公表審議委員会

委員長 渡邊 一郎

委員数：9名

開催頻度：案件数による

本委員会では、会長の求めに応じて、会則第51条の2に規定する処分手続に付された事案の処分前公表に関する対応をしております。処分の対象となる行為を公表しないことにより被害が拡大するのを防止することを目的としています。委員会では処分前公表が相当であるか否かの決議をし、その結果を会長に対して報告することになっています。委員は常議員会の決議を経て3月に選任されます。

これまで処分前公表がされた案件はありませんが、クライアントから複数回トラブル等が報告されるなど、常習性が疑われ、他のクライアントまで被害が拡大する恐れがある場合などは迅速に公表できるよう準備をしております。

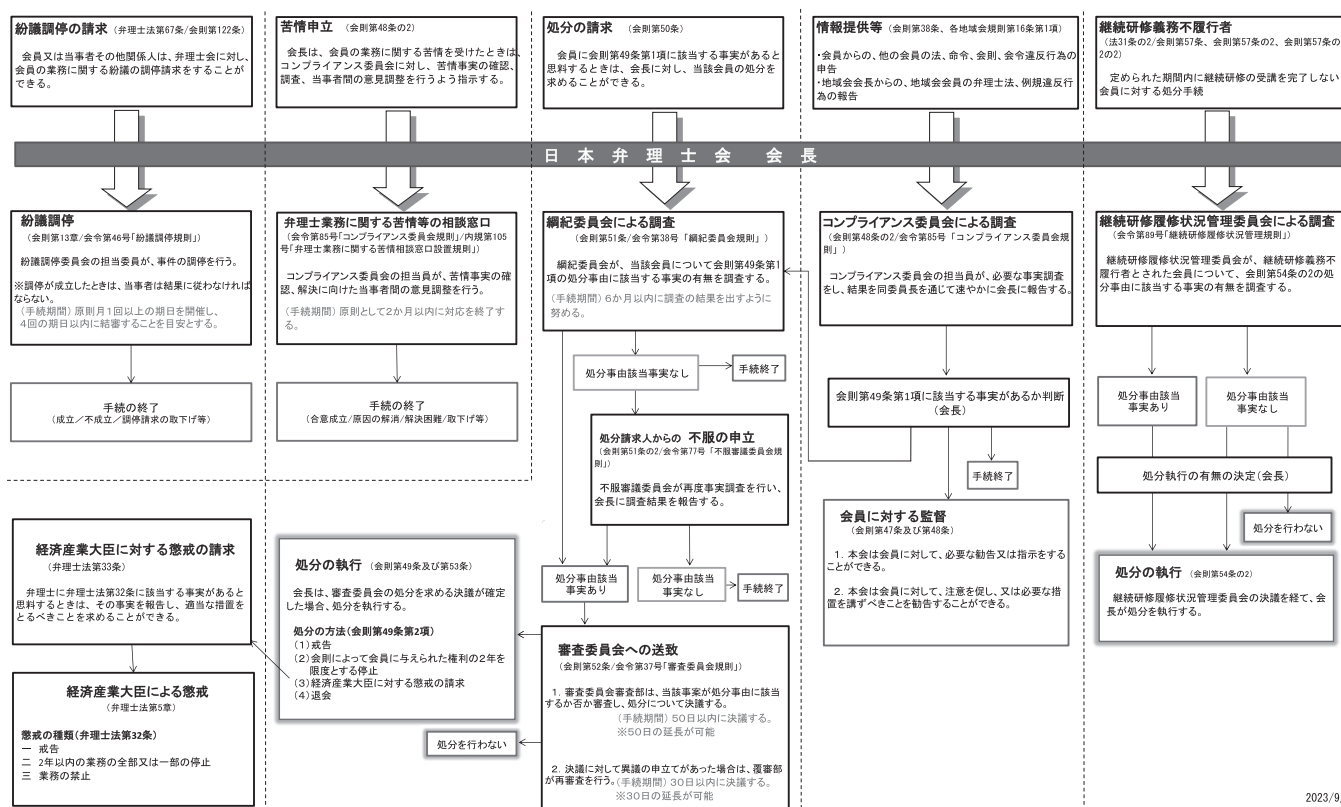
(執筆者：渡邊 一郎)

3. 添付資料

これらの委員会の活動の概要については、次の「日本弁理士会会則等に基づく会員の処分等手続フローチャー

ト」をご参照ください。

日本弁理士会会則等に基づく会員の処分等手続フローチャート



2023/9/1

(原稿受領 2023.7.28)

例規委員会の活動

例規委員会

委員長 井上 一

1. 職務権限と構成人数

例規委員会の職務権限は、日本弁理士会例規に関する調査、研究をし、例規全般の整合性を図る措置を講ずることです。実際の職務は、執行役員会からの諮問に基づいて、例規の制定案又は改正案や、例規に関する質問について審議します。例規委員会は20名以内で構成されます。

2. 例規委員会の活動

制定又は改正される規則の形式等は、弁理士関係法規集の末尾に掲載されている日本弁理士会規則作成・改正マニュアル（以下、「改正マニュアル」という。）の第1頁から第4頁に詳しく記載されています。

執行役員会の諮問には、制定又は改正される規則が添付され、規則が制定される場合には、改正マニュアル第4頁に記載されているように、制定理由と制定される条文が次のとおり明示されます。

も、制定又は改正される条項の表現等を採用するに至った理由又は根拠を答申書等に明示することは必須と考えて欲しいです。また、5) 改正マニュアルのとおり制定又は改正されているか否かについては、歴代例規委員会の英知が結集された改正マニュアルを立案段階から活用していただくことを希望します。改正マニュアルが掲載された最新の弁理士関係法規集は、日本弁理士会電子フォーラムから取得できます。

例規委員会での審議は、原則として毎月1回の定例委員会及びその前後のメール会議のほか、定例委員会の後に懇親会が開かれる場合にはその席でも活発に行われています。

(原稿受領 2023.9.22)

弁理士推薦委員会 活動紹介

弁理士推薦委員会

委員長 吉村 俊一

1. はじめに

弁理士推薦委員会は、20名以内の会員から構成されており、委嘱事項「外部からの弁理士の推薦依頼への対応」に関する活動を行っています。本委員会は、外部から急ぎの推薦依頼に迅速に応えるため、委員会は定例開催日を設けない随時開催とし、集合形式、WEB会議、メール会議で対応しています。

2. 活動について

当委員会は、主に特許庁、裁判所、税関等の外部組織から弁理士の推薦依頼が本会にあった場合に、執行役員会から当委員会に委嘱された事案に対して、外部からの要望に応じた適任者を執行役員会に推薦する役割を担っています。なお、当委員会の委員には、委員会で知り得た情報について原則として秘密保持義務が課されています。

推薦者の選任は、会員から希望を募るため公募を行い、推薦者が特定の会員に偏ることなく適切な人材を推薦できるように配慮しています。公募は、最近では主に会員向けメール、電子フォーラム等でお知らせしています。

しかし、外部組織からの推薦依頼は回答期間が短い場合も多く、しかも適切な人材を推薦する必要があることから、ケースにより附属機関、委員会、地域会等に推薦のご協力をいただくこともあります。

また、必要に応じて、弁理士推薦委員会内に選考部会を設け、外部の方を部会の構成委員としてご参加いただくことがあります。例えば、裁判所調査官推薦候補者を選定する場合には、特許庁審判部より2名のご参加をいただいています。

3. まとめ

知的財産に関する専門家である弁理士に対しては、外部組織からの多くの推薦依頼が日本弁理士会に来ています。昨年度、推薦委員会より推薦を行ったのは計35件、推薦人数はのべ82名でした。これもひとえに多くの弁理士の日常的な業務に対する信頼と、推薦された会員の外部組織でご活躍のたまものと思います。下表は、昨年度の主な推薦事案の例です。引き続き会員の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

<昨年度の主な推薦事案>

最高裁判所	裁判所調査官
(一社) 発明推進協会	理事推薦依頼
(独) 工業所有権情報・研修館	事務系職員2年目研修における講師
特許庁	産構審知財分科会意匠制度小委員会委員
特許庁	産構審知財分科会意匠制度小委員会意匠審査基準WG委員
特許庁	産構審知財分科会商標制度小委員会委員

京都地方裁判所	京都地方裁判所委員会委員
(独) 工業所有権情報・研修館	方式審査専門官研修における講師
(独) 工業所有権情報・研修館	契約監視委員会委員
(独) 工業所有権情報・研修館	農業知財の教材作成に係る専門家
農林水産省	行政ニーズ対応研修講師
ジェトロ北京	日中意匠制度シンポジウム講演登壇者
(公財) 日本関税協会	外国税関職員等とのディスカッションメンバー
(一社) 中小企業診断協会	中小企業診断士第1次試験委員
農林水産省	個別セミナー講師
近畿経済産業局	農林水産品ブランド化知財セミナー in 奈良 講師
特許庁	工業所有権審議会臨時委員及び試験委員
(独) 工業所有権情報・研修館	審査官コース後期研修における講師
(独) 工業所有権情報・研修館	外国語研修公募選考委員会委員
特許庁	先行技術文献調査事業の選定会議員
(一社) 知的財産研究教育財団	出向研究員
特許庁	工業所有権審議会臨時委員及び試験委員
最高裁判所	知財専門委員
(独) 工業所有権情報・研修館	調査業務実施者育成研修評価委員会委員
特許庁	産業財産権人材育成協力事業選定委員会委員
特許庁	工業所有権審議会臨時委員 (付記試験)
日本貿易振興機構	外国出願支援事業に係る審査委員
札幌地方裁判所	民事調停委員
北海道地方独立行政法人	評価委員会委員
(独) 工業所有権情報・研修館	知財総合支援窓口職員向け研修講師
(独) 工業所有権情報・研修館	審査官補コース研修及び任期付職員初任研修講師
(独) 工業所有権情報・研修館	知財総合支援窓口の在り方に関する検討委員会委員

(原稿受領 2023.10.5)

財務委員会のご紹介

財務委員会

委員長 櫻田 賢

1. はじめに

令和5年度執行役員会からの諮問事項等で、各附属機関並びに委員会に対して、「活動紹介記事の作成」の委嘱がなされました。そして、上記役員会からの指示を受け、会誌である月刊誌「パテント」から「委員会活動紹介(仮)」の記事執筆の依頼をいただきました。折角の機会ですので、普段多くの会員になじみがない財務委員会の活動についてご紹介いたします。本稿の構成は、新人会員のAが委員長にインタビューする形式としました。

2. 活動内容

新人会員 「こんにちは、今年弁理士登録いたしました弁理士のAです。弁理士会には、数多くの委員会があつてどの委員会で活動しようか悩んでいます。ですので、今日は、財務委員長に財務委員会の活動についておうかがい

したくて参りました。本日はよろしくお願ひします。』

櫻田 「はじめまして、日本弁理士会財務委員長 弁理士の櫻田です。まずは、弁理士登録おめでとうございます。これから弁理士としていろいろな仕事をすると思います。そのときに弁理士同士の横のつながりや先輩弁理士との縦の繋がりがあると各種貴重なアドバイスをいただけたります。その意味から、委員会活動は、先輩弁理士と出会う良い機会だと思います。今日は何でも聴いていってください。よろしくお願ひします。』

新人会員 「ありがとうございます。では、単刀直入におうかがいします。財務委員会ってどのようなことをしているのですか？」

櫻田 「日本弁理士会における財務委員会の職責権限は、下記のとおりです。』

財務委員会職責権限	
1.	日本弁理士会の財政に関する調査、研究
2.	日本弁理士会の予算制度、会計処理制度及び財産管理制度の調査研究並びに審議立案
3.	その他、日本弁理士会の財政全般に関する事項の調査研究並びに審議立案

櫻田 「職責権限を示しただけでは、どのような活動をしているのかピンとこないよね。ここ数年の諮問事項等は、下記のとおりで、弁理士会会長から財務委員会に意見を求められたり、委嘱されたりしていました。』

年度	種類	諮問、審議委嘱、委嘱された内容
令和5年	諮問	適格請求書保存方式（インボイス制度）への日本弁理士会の対応の検討
令和5年	諮問	会規第12号「日本弁理士会経理規程」の改訂の検討
令和5年	委嘱	活動紹介記事の作成
令和4年	諮問	会員の会務活動での旅費交通費精算に関する財務上の問題点の検討及び対応の提案
令和4年	諮問	電子帳簿保存法の改正に対応した日本弁理士会の会計業務の検討
令和3年	諮問	予算立ての適正化に関する検討
令和3年	諮問	会館施設整備等準備基金積立金の見直しの必要性の検討
令和3年	委嘱	日本弁理士会が契約している銀行口座の整理
令和2年	諮問	予算執行率の可視化の検討
令和2年	諮問	弁理士会基金の積立の要否の検討
令和1年	諮問	予備費の使用の承認手続の簡略化について財務的観点での検討
令和1年	諮問	地域会における予備費の位置付けについての検討
令和1年	審議委嘱	財務改善専門員の採用と会長室への配置についての検討
令和1年	審議委嘱	事業の棚卸のルール化に伴う財務的観点での検討
令和1年	審議委嘱	中長期的に取り組むべき課題について

新人会員 「何か難しそうな内容ですね。財務や会計の知識も必要だし、よほど専門的な方々が委員を務められておられるのですか？」

櫻田 「私は、弁理士の他に中小企業診断士の資格も持っていますので、財務や会計についてもそれなりに勉強いたしました。ですので、財務委員会の委員長のお話があったときに自分の知見が弁理士会に役立てばと思って委員長を引き受けました。でも、実際の委員会での話し合いの場では、事務局を務めておられる弁理士会会計課の職員の方々が審議事項を取り巻く法律について、審議事項を実施したときのメリットやデメリット、審議事項を実施する手順等を懇切丁寧に説明していただきます。そして、委員の皆様で審議するという手順で審議を進めています。ですので、想像していたよりも財務や会計の知見が必要だと感じませんでした。もちろん審議内容を早く、より正確に理解するために、それなりに財務や会計の知見が生かされたことはありました。』

新人会員 「それじゃ、あまり財務や会計に詳しくない私でも財務委員としてお手伝いできるのですね。』

櫻田 「もちろんです。』

新人会員 「具体的にどのような方々が財務委員を務められているのですか？」

櫻田 「今年も含め、過去5年間の財務委員の構成員を紹介します。財務委員会の委員の定員15名ですが、今年、私を含めて9名の方が財務委員をお引き受けいただいております。」

年度	担当副会長	担当執行理事	委員長	副委員長	委員
令和5年	黒川 恵(主) 瀧澤 匡則(副)	中村 恵子	櫻田 賢	権正 英樹	西野 茂美, 大貫 敏史, 熊野 剛, 須藤 晃伸, 藤沢 昭太郎, 竹山 尚治, 亀山 育也
令和4年	榎本 英俊	市川 ルミ	中村 恵子	小谷 昌崇	福田 伸一, 青山 仁, 須藤 晃伸, 鈴木 一永, 藤沢 昭太郎, 権正 英樹
令和3年	西出 眞吾	市川 ルミ	権正 英樹	美川 公司	飯塚 義仁, 福田 伸一, 小谷 昌崇, 大澤 豊, 田辺 恵, 齋藤 康, 藤沢 昭太郎
令和2年	藤沢 昭太郎	今堀 克彦	美川 公司	瀧野 文雄	太田 昌孝, 奥川 勝利, 菊池 徹, 齋藤 康, 杉村 純子, 永田 元昭, 山中 生太, 吉田 みさ子
令和元年	船津 暢宏	権正 英樹	奥川 勝利	太田 昌孝	加藤 和孝, 瀧野 文雄, 田中 敏博, 永田 元昭, 矢崎 和彦

新人会員 「過去には、鈴木会長も杉村前会長も財務委員をされていたのですね。」

櫻田 「そのようですね。今年、昨年委員長を務められました中村先生が担当執行理事の立場で財務委員会に参加いただくとともに、西野先生、大貫先生、熊野先生とベテランの先生方に加えて、昨年より財務委員を引き受けていただいております権正副委員長、須藤先生、藤沢先生も委員に加わっていただいております。さらに、竹山先生、亀山先生に中堅ならではのフレッシュな意見をいただき、スムーズにそして細かい点まで配慮が行き届いた議論ができる体制になっています。」

3. 具体的な活動内容

新人会員 「もう少し詳しく財務委員会の活動内容について教えてください。委員会開催の頻度とか実際の審議内容について教えてください。」

櫻田 「委員会の開催頻度は、月1回2時間程度です。今年の前半は、第4木曜日午後3時から5時に開催し、後半は、第1月曜日午後3時から5時に開催することになっています。おそらくどの委員会も月1回2時間程度だと思います。今年の財務委員会は、リアルとリモートのハイブリッドで開催しています。遠方の先生方やお忙しい先生方にとっても参加しやすいようにリモートを併用しています。リアル開催は、霞ヶ関にある東京倶楽部ビルディング14階の日本弁理士会の会議室で開催しています。下記の写真は、第4回財務委員会の会合の様子です。」

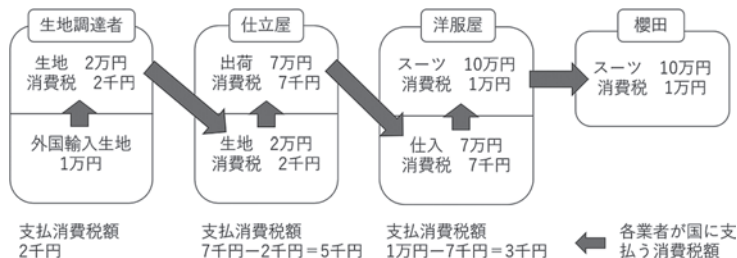


新入会員 「写真からだど櫻田委員長は、幅を利かせていますね。」

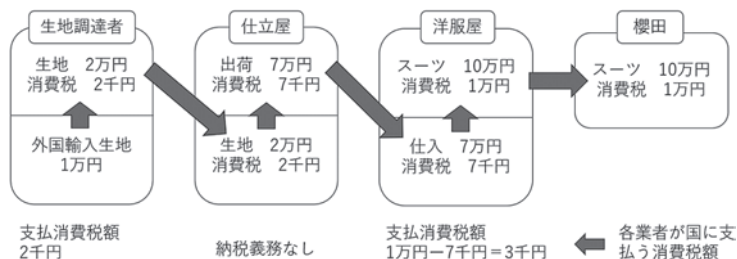
櫻田 「遠近法で大きく見えているだけです。」

櫻田 「それでは、財務委員会の審議内容について具体例を挙げます。今年審議した諮問事項に『適格請求書保存方式（インボイス制度）への日本弁理士会の対応の検討』がありました。こちらは、7月末に答申し、本年度の財務委員会として諮問に対する答申を終えた案件となります。これを一例として、審議の内容を説明いたします。

まずは、インボイス制度の説明の前提として消費税について説明します。Aさんは、消費税って知っているよね。消費税は、消費者から販売者が預かってまとめて国に支払うことになっています。消費税の納税の仕組みは、例えば、私が着ているスーツは、10万円したのですが、実際に洋服屋さんを支払う金額11万円でした。加算された1万円は、スーツの代金に10%を掛けた消費税になります。この事例だと私が支払った消費税1万円の内、洋服さんは、仕入で支払った7千円を控除して、3千円を国に納めます。同様にそれぞれ生地調達者2千円、仕立屋5千円を納税します。合計金額は、櫻田が支払った1万円と合致するわけです。このように各ステップの販売者や仕立屋は、自身が付加価値を付けた分（利益の分）だけ消費税を納税する仕組みになっているのです。」



櫻田 「ここで、消費税法では、売上金額（正式には、課税売上高）1千万円に満たない事業者は、納税の義務を負わないことになっています。ですので、上記のスーツの事例で仕立屋の年間売上高が900万円だと、仕立屋は、納税の義務がなくなりますので、消費税を納めません。そうすると、私が支払った消費税1万円の内、国に納税される額は、生地調達者から2千円、洋服屋から3千円の合計5千円となります。では、その差額の5千円はというと、仕立屋の収入（売上げ）として扱われることになるのです。」

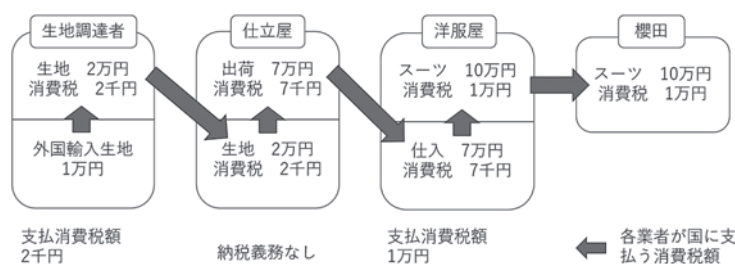


新入会員 「これまでは、私たちが支払った消費税の全てが国に納められていたわけではなかったのですね。」

櫻田 「そうですね。」

新入会員 「この消費税のお話とインボイス制度への対応のお話は、どのようにつながるのですか？」

櫻田 「インボイス制度は、令和5年10月からスタートします。移行期間による暫定的な措置もありますが、最終的には、消費税を支払っていない、先の事例の仕立屋に支払った消費税は控除（差し引き）できなくなります。つまり、洋服さんは、私から預かった消費税1万円を納税しなければならなくなります。」



新入会員 「そうすると、洋服屋さんは、仕立屋さんに支払った消費税7千円が控除されないとなると、仕入金額が7千円上昇することになるので、結果的に利益が7千円少なくなりますか。」

櫻田 「そのとおりだね。だから、インボイス制度では、消費税を納税しない事業者からの請求において消費税を請求しないように交渉する事業者が増えているんだ。」

新入会員 「じゃあ弁理士会も消費税の納税義務のない事業者には、消費税を支払わないようにした方がいいですね。」

櫻田 「それが単純に決められないんだ。月刊「パテント」誌の原稿を執筆していただいている先生方や研修の講師をご担当いただいている先生方は、先生方個人に謝金を支払っている場合が多く、その場合は、消費税の納税義務を負わない方々が大半を占めています。そうすると、消費税をお支払いしないことになると謝金が消費税分少なくなります。また、入札においては、消費税納入業者と消費税未納入業者では消費税の存否で向き入札金額に違いが出ることになります。このような不利益を受ける会員や取引事業者のことを考慮しなければなりません。結果的には、委員会の意見として、Aさんが言うとおり消費税の納税義務のない事業者には、消費税を支払わないことになりました。その判断に至った大きな理由は、弁理士会に所属する会員の皆様から集められた会費を1円でもムダにできないからでした。」

新入会員 「すごくいろいろな方面について考慮され、そして、会員のために議論されているのですね。私、スゴク感動しています。来年度は、ぜひ財務委員会に参加しようと思います。よろしくお願いします。」

(原稿受領 2023.9.8)

弁理士法改正委員会の紹介

弁理士法改正委員会

委員長 中川 裕幸

1. はじめに

弁理士法改正委員会は、将来の弁理士法の改正に備える委員会ですが、現在は、弁理士法改正にとどまらず、現在の弁理士制度が抱える問題点や、将来弁理士制度に影響を与えるであろう事柄についても扱っています。

2. 弁理士法改正の沿革

産業財産権法が頻繁に改正されてきたように、弁理士法も過去、度々改正されてきました。平成14年の特定侵害訴訟代理権の獲得や、平成26年の「知的財産に関する専門家」としての使命条項新設など、現在の弁理士制度を形作っている法律改正が近年も行われています。全面改正が行われた平成12年以降の法律改正の沿革を以下に振り返ってみたいと思います。

2. 1 平成 12 年法改正 (2000 年)

- ① 税関における権利者側の輸入差止手続代理権の付与
- ② 裁判外紛争解決手続への関与の拡大
- ③ 知的財産権のライセンス契約代理業務
- ④ 弁理士試験制度における、試験負担の軽減、専門知識を有する者に対する試験免除等の導入
- ⑤ 弁理士事務所の法人化解禁
- ⑥ 報酬金額の自由化

2. 2 平成 14 年法改正 (2002 年)

- 能力担保措置を講じた上での、工業所有権等に関する侵害訴訟代理権（弁護士との共同受任に限る）付与

2. 3 平成 17 年法改正 (2005 年)

- 弁理士の ADR 代理業務の範囲の明確化、及び ADR の代理業務に著作権に関する事件を追加

2. 4 平成 19 年法改正 (2007 年)

- ① 特許業務法人における「指定社員制度」の導入
- ② 税関業務について、権利者のみならず、輸出入者側の代理業務の追加
- ③ 業務範囲に特定不正競争業務を追加
- ④ 業務範囲に外国出願関連業務を追加
- ⑤ 実務修習・継続研修制度の導入
- ⑥ 弁理士の名義貸しの禁止
- ⑦ 弁理士情報の公開（弁理士ナビ）

2. 5 平成 26 年法改正 (2014 年)

- ① 「知的財産に関する専門家」とする弁理士の使命条項の新設
- ② 経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権の廃止
- ③ 特許業務法人における利益相反行為の緩和
- ④ 中小企業等が「オープン・クローズ戦略」を実践できるように特許等の出願以前の段階における相談業務を追加
- ⑤ 意匠に係る国際登録出願に関する手続代理業務の追加

2. 6 平成 30 年法改正 (2018 年)

- データ関連業務及び標準関連業務の追加

2. 7 令和 3 年法改正 (2021 年)

- ① 一人法人制度の導入及び法人名称の変更（特許業務法人→弁理士法人）
- ② 農林水産知財に関する業務（相談・海外出願支援）の追加

3. 現在の活動内容

直近に弁理士法改正が行われたため、次の弁理士法の改正までしばらく間があると考えられます。現在、当委員会は、特許出願非公開など新たな制度の創設や生成 AI に代表される新たな技術の台頭など、弁理士を取り巻く社会環境の急速な変化に対応するために、弁理士制度はどのようにあるべきかなど、幅広い項目について検討を行っています。

特許委員会の活動紹介

特許委員会
委員長 赤木 信行

1. はじめに

令和5年度特許委員会委員長の赤木です。広報センターからの要請に応じて特許委員会への参加を検討されている会員の皆様の一助になればと思い、筆を執らせて頂くことにしました。以下のように特許委員会全体としての活動はボリュームがありますが皆で分担して実施しており、委員会活動を“平穩無事”に楽しんで頂くことをモットーにしていますので、若手の会員にもハードルは高くありません。特許委員会へのご参加をお待ちしています。

2. 特許委員会の構成

令和5年度の特許委員会の委員数は63名です。以前は特許委員会の経験年数が10年以上の先生方がライフワークとして参加されるケースが多かったのですが、数年前の6/8ルールの厳格な適用によって、現在は経験年数の比較的浅い委員の先生方を中心に活動しています。

3. 特許委員会の活動

特許委員会の活動は、特許・実用新案の研究を中心とした弁理士会内における特許・実用新案実務全般に関係します。特許委員会は、毎月1回の全体会と、全体会後の部会審議（全体会とは別日の場合もある）とから構成されています。特許委員会の委員に選任されますと、特許・実用新案に係る研究を行う第1～第3部会のいずれかの部会に所属して活動することになります。

第1部会は法制度の研究、第2部会は審決及び裁判例の研究、第3部会はコンピュータソフトウェア関連発明の研究を行っています。令和5年度は、第1部会は特許出願非公開制度の導入に向けた検討及び実用新案の保護対象の拡大について、第2部会は除くクレームの拒絶事例及び明確性要件の裁判例について、第3部会はメタバース（登録商標）空間における発明実施の問題点及びコンピュータ関連発明の外国出願の明細書の記載方法について研究しています。各部会の研究成果につきましては、毎年、次年度の公開フォーラムで発表しています。

各年度の重要事項につきましては、部会とは別に、ワーキンググループ（WG）を設けて対応しています。令和5年度の特許委員会では、属地主義とネットワーク関連発明について研究して実務提言を行うドワンゴWG（リーダー：武田副委員長）と、生成AIと特許実務との関連を研究する生成AIWG（リーダー：近田副委員長）とが活動しています。いずれのWGも今が旬の論点および技術分野を取り扱っているということで、他の委員会及び附属機関から協力依頼が絶えない状況です。因みに、ドワンゴWGが中心となって開催した9/26の研修会は、定員700名のところ応募が1100名を超えるという大盛況ぶりでした。

特許委員会は、弁理士会内の他の委員会及び附属機関並びに弁理士会外の外部団体からの要請に応じた協力活動も行っています。具体的には、知財制度検討委員会（各種パブリックコメント、メタバース（登録商標）、ネットワーク関連発明及び生成AIについての提言）、国際活動センター（外国特許制度についての提言、国際会議対応プロジェクトグループ（PG1）及び国際政策研究部への委員派遣等）、特許庁（審判実務者研究会への委員派遣、並びに審査品質管理室・審査品質基準室、審判部及び特技懇との意見交換会）、日本知的財産協会（意見交換会）、並びに地域会（研修講師派遣）及び独立行政法人 工業所有権情報・研修館（研修への委員派遣）等からの要請に応じた協力活動を行っています。

特許委員会では委員間の交流も推奨しています。令和5年度は、オフィシャルの懇親会として、5月に懇親会を

開催し、12月には忘年会を開催する予定です。また、部会後のアンオフィシャルな懇親会も不定期に開催されています。第3部会では、委員によるコンピュータ・ソフトウェア関連発明に関する自主的な勉強会も開催されています。

4. 所感

私は、東京で気分転換をして来いとの上司の勧めで特許委員会に参加することになりました。前任者から特許委員会がどのような活動をしている委員会か知らされていませんでしたので、初回の第2部会の部会審議にはドキドキして参加しました。初回の部会では、高石先生から発明の課題が特許の全ての論点とつながっているという講義を頂き、必死にメモを取ったのを覚えています。高石先生には現在でも特許委員会の審議事項についてアドバイスを頂いています。部会の終了後には、ほぼ毎回、黒田先生に、私を含む複数名の委員を東京の色々な所に飲み連れられて頂き、委員間の交流を図る機会を作ってもらっていました。

その後、コロナによって、2年半もの間、WEB会議のみで特許委員会が開催され、委員間のリアル交流などあり得ませんでした。現在はリアル会議推奨のハイブリッド開催となっており、委員間のリアル交流も再開されています。

特許委員会には、優秀で人柄も良い委員の先生方が多数在籍していますので、特許委員会に積極的に参加して頂き、リアル交流を通じて、自らの成長につなげていって頂ければと思います。

(原稿受領 2023.10.6)

いいね  意匠委員会！

意匠委員会

1. はじめに

皆さんこんにちは！令和5年度意匠委員会の委員長を拝命しております、石井隆明と申します。早速ですが、意匠委員会の活動をご紹介しますね。

1. 2 意匠委員会の活動概要

(1) 意匠委員会は、意匠のみならず、特許や商標をメインに業務をされている先生方も含めた総勢約60名からなり、リアルとウェブのハイブリッド開催にて3つの部会に分かれて活動しています。ウェブ参加が可能なこともあり、出席率は約8割超で、また、各部会での議論に加えて、企業の方やデザイナーの方、学者の先生など、外部機関の方をお招きしての意見交換会も随時企画しております。

(2) 各部会の活動について、第1部会では意匠制度の研究や審査基準の検討を行い、法改正や審査基準改訂の際には、特許庁から出される案に対して、内容を検討し、意見や要望等を具申しています。

第2部会では、現行意匠法下における制度活用事例の研究と発表、また、各種の展示会の運営のお手伝いや、セミナー講師の対応、さらには、弁理士向けのセミナーの企画、実行等を担っています。

第3部会は、外国の法制度の研究・情報収集と発表、国際会議への出席や講演に対応しています。

(3) 上記3つの部会に分かれてはいますが、各部会間の情報交換は常に行っており、ご興味のある方が、部会をまたいで活動頂くことも、もちろん大歓迎です！

(4) さらに、上記3つの部会とは別に、デザイナーの方との研究会を開催したり、有志の皆さんとの「放課後部会」なる毎月の委員会開催後の懇親会を開催したりしており、日常業務の意見交換や、重鎮の先生との法的議論、気楽な雑談などなど、とても多面的に、活発に活動しております。

(5) では、各部会の担当副委員長の先生方から、各部会の活動について詳しくご紹介して頂きます。

2. 1 第1部会の活動紹介

(1) 第1部会では、意匠法改正と審査基準改訂に関する検討を行っています。本年度のテーマは、以下の2つです。

① 仮想空間上のデジタルオブジェクトの意匠法による保護

② 改訂される審査基準の検討

(2) 上記①は、VR技術の進展に伴い、仮想空間のデジタルオブジェクトを巡る法的課題が浮き彫りになってきていますが、現行意匠法で保護される「画像」は、操作画像と表示画像に限定されています。このような現状を踏まえ、将来の法改正も見据えて、仮想空間のデジタルオブジェクトを意匠法で保護するとすればどうすればよいかを議論しています。

(3) 上記②については、現在、特許庁において、令和5年の意匠法改正によって意匠の新規性喪失の例外適用手続が緩和されたことに伴い、この改正に則した意匠審査基準の改訂と、メタバースの急速な発展により、仮想空間にこれまでとは異なる性質を持った画像が存在するようになったことを踏まえ、画像意匠として保護が可能な範囲を明確にするための意匠審査基準の改訂が進められていることから、これらについて、特許庁が示した改訂案等をもとに議論を行っています。

(4) 第1部会では、以上のような活発な議論を行っておりますので、ご興味がある方は、一緒にいかがでしょうか！



図1 第1部会の様子

2. 2 第2部会の活動紹介

(1) 第2部会は、主に「意匠制度の活性化のための施策の検討」及び「意匠制度の周知・啓蒙活動」を目的とした部会です。令和元年の意匠法大改正もあり、知財業界での意匠制度に対する期待は高まっているものの、実際の活用の程度はまだ十分とはいえず、大きな伸びしろがあると感じています。

(2) 「意匠制度の活性化のための施策の検討」として、これまで例えば、知財ミックスをテーマに「特許と意匠」「商標と意匠」で重畳的に権利化している事例や、販売展示形態に関する意匠の登録例等を収集し、活用方法を検討してきました。

(3) 本年度は、部分意匠と全体意匠の類否判断の境界を探るべく、部分意匠と全体意匠が関連意匠として登録されている事例を収集・検討しています。興味深い事例が多く毎回議論が白熱し、10月現在においてまだ半分程しか検討を終えられていないのが悩みの種です…

(4) 「意匠制度の周知・啓蒙活動」としては、例えば、特許庁の意匠課長とコラボした意匠初心者向けの座談会(研修)を、ここ数年開催しています。これまではWEB配信でしたが、本年度は複数の地域会を回り、対面で開催する予定です。

(5) また、当部会で企画している「意匠制度を活用したヒット商品」に事例を追加し、「意匠マニュアル」も改

訂を行う予定です。これらは弁理士会の電子フォーラムで閲覧できますので、ご期待ください。

(6) さらに、展示会対応として、コンテンツ TOKYO や TOKYO PACK 等の運営のお手伝い（時にはハッピー着用）や、展示会内でのセミナー講師も務めています。

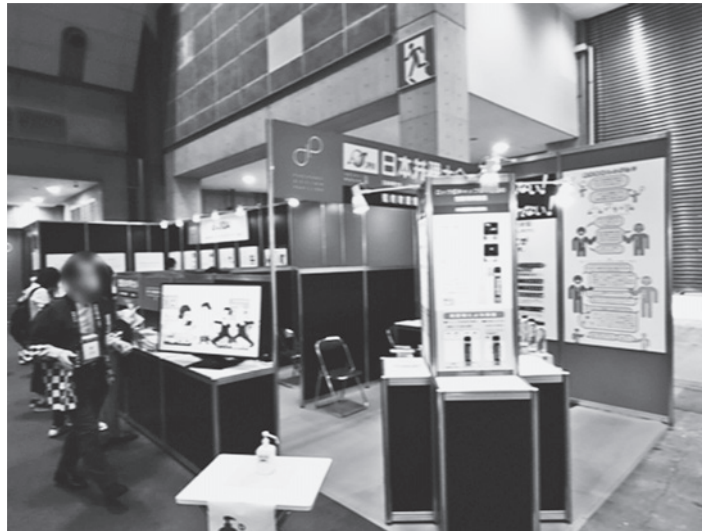


図2 TOKYO PACK 2022の様子

(7) このように、第2部会は、意匠制度を知ってもらい、活用してもらうための前向きな活動をしています。意匠が好きな方、興味のある方は、是非一緒に活動しましょう！

2. 3 第3部会の活動紹介

(1) 第3部会は、外国意匠制度とその活用について取り組んでいます。令和4年度には、弁理士会の電子フォーラムにおける、「外国意匠図面要件等リスト」を5年ぶりにアップデートし、34ヶ国・地域の意匠実務を整理し、会員が外国へ意匠出願する業務をサポートしました。2018年版において好評であった図面要件に関する情報を網羅しつつ、令和元年意匠法改正に対応した質問をはじめ、実務上必要と思われる情報を追加いたしました。

(2) 令和5年度は「外国ユーザーへの情報発信」をテーマとして活動しています。具体的には、海外ユーザーからの日本意匠制度に関するよくある質問を整理し、その質問に対する適切な回答について検討しています。この検討の成果を、会員が外国ユーザーからの問い合わせに適切に対応するためのツールとしてまとめ、公表する予定です。さらに、その成果を海外ユーザーに対しても発信し、日本意匠制度の啓蒙を図ることも検討しています。

(3) なお、本活動では、特許庁の意匠課とも適宜意見交換しながら、海外における日本の意匠制度のプレゼンスを高めるべく、意匠課と歩調を合わせて進めています。

(4) また、当部会では、国際的会議の対応も担当しています。令和5年度は、WIPOにおけるSCT、Hague Workingへの人員派遣とともに、日韓交流会、ID5、日中意匠シンポジウムなどの国際交流の場における意匠の情報発信について国際活動センターと連携を図りながら行っています。



図3 ID5の様子

(5) 意匠の世界で外国制度の研究や国際的な活動にご興味のある方は、是非意匠委員会第3部会に入って一緒に活動しましょう！

2. 4 デザイナー（JIDA）との研究会

(1) 各部会の活動とは別に、JIDA（公益社団法人日本インダストリアルデザイン協会）のデザイナーの方と、定期的に研究会（意見交換会）を開催しています。

(2) 普段デザイナーの方とお話する機会が少ない方にとっては、創作現場の臨場感のあるお話や、デザイナーの立場から見た、意匠制度に対する意見を聞けるなど、貴重な経験を得られると思いますので、こちらも是非ご参加ください！

3. まとめ

(1) いかがでしたでしょうか？各部会それぞれ特徴的で魅力的な活動を行っておりますので、「意匠を深掘りしたい！」という方はもちろんのこと、「意匠に詳しくない」とか、「議論についていけなさそう」などはまったく気にすることなく、気兼ねなく参加して頂けること間違いなしです！

(2) また、意匠委員会の研究成果や収集した情報等は、弁理士会の電子フォーラムに掲載されているのですが、埋もれてしまいがちなので、認知度を上げていきたいと思っており、電子フォーラムで「意匠」等で検索すると、きっと意匠業務に役立つ、とても有益な情報がヒットしますので、是非ご活用ください！

(3) それでは、皆様のご参加をお待ちしております！ いいよ  意匠委員会！！

文章作成 意匠委員会 正副委員長

委員長 石井隆明

第1部会 担当副委員長 笹野拓馬、森有希、山内伸

第2部会 担当副委員長 田中咲江、大塚啓生、森廣亮太

第3部会 担当副委員長 茜ヶ久保公二、村松由布子、羽鳥慎也

（順不同、敬称略）

（原稿受領 2023.10.9）

商標委員会の活動内容と委員会活動の魅力の紹介

商標委員会

委員長 網野 誠彦

1. 商標委員会の構成

商標委員会は、その名の通り商標に関する様々な事項について検討・提言などをするための委員会となります。

令和5年度の商標委員会は56名の委員により構成され、若手弁理士からベテラン弁理士まで幅広い方々にご参加いただいております。

そして、今年度は7名の副委員長、事務局の方々とともに委員会を運営させて頂いております。

2. 委員会活動の魅力

商標委員会の活動目的や具体的な活動内容については後述させて頂きますが、まずは委員会活動の魅力について個人的な考えを紹介させて頂きます。委員会活動に求めることは人それぞれかと思いますが、ここでは私がこれまで委員会活動に参加して良かったと思う点について簡単にお話をします。

まずは、普段会うことのない様々な弁理士と繋がりができる点です。商標関係の弁理士は比較的人数が少ないこ

ともあり、横の繋がりが強い方かとは思いますが、委員会に参加しなければ出会うことのなかったような方々に出会えたのは貴重な経験（財産）となっています。

今年度の商標委員会では委員会をリアルとオンラインのハイブリッドで開催しており、リアルでの参加者も多数いらっしゃいますので、しばらくお会いすることなかった方々も含めて、色々な方とお話できる良い機会となっています。

なお、コロナも大分落ち着きましたので、委員会後に有志での情報交換会（いわゆる飲み会）も行っており、今年度は二回（一回目は開催済み）正式な懇親会（真面目な飲み会）も予定しております。

二点目としては、商標に関する様々な情報が入ってきてやすい点です。商標委員会には第一線で活躍されている弁理士が多数参加しており、委員会の全体会議や各小委員会において様々な情報の共有がなされます。

また、これは一点目と繋がる話でもあるのですが、実務に直結するような知識や最新情報などは委員会外での活動（いわゆる飲み会など）で得られることも多いかと個人的には思います。ベテランの先生方に色々なお話を聞けるのも大変勉強になり委員会及び委員会後の楽しみの一つです。

思いついたことを文字にしてみたら飲み会の話ばかりになりました。もっと真面目な委員会活動の魅力は沢山あるのですが、制限文字数の関係で今回は省略させていただきます。

委員会は月一回の開催とはいえ、それなりの時間を取られてしまうことへの抵抗感があるかもしれませんが、商標委員会に限らず何かの委員会に一度参加してみることを個人的にはお勧めします。

3. 商標委員会の活動目的

商標委員会では、他の委員会と同様に役員会からの諮問・委嘱事項に基づいて活動しており、今年度の主な諮問・委嘱事項は以下のようになっております。これらの諮問・委嘱事項に対応する形で委員会での議論や国際会議への出席などの活動を行っています。

（諮問事項）

「商標制度、商標法の法改正又は審査基準の改訂に関する検討及び提言」

（委嘱事項）

「外国商標制度の調査・研究・紹介、商標法の改正及び商標法に関する審査基準等の改正に対する対応」など

4. 商標委員会の活動内容

今年度の商標委員会では、第1小委員会から第3小委員会までの3つの小委員会に分かれて活動を行っています。それぞれの小委員会の具体的な活動内容は以下の通りとなります。

（1） 第1小委員会：「コンセント制度の導入に関する調査・検討」

第211回通常国会にて成立した「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」における商標法改正において、いわゆるコンセント制度（4条4項の新設）及び他人の氏名又は名称等（4条1項8号）の登録要件緩和が導入されることとなりました。

今年度は、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の商標審査基準ワーキンググループにおいて上記法改正に関連する審査基準改訂についての検討が行われていますので、そこでの議論も踏まえて、「コンセント制度」及び「他人の氏名又は名称等（4条1項8号）の登録要件緩和」について検討と意見出しを行っています。

（2） 第2小委員会：「制度の導入と廃止の検討」

今年度の第2小委員会では、日本の商標法における制度の導入・廃止や、商標実務において変更すべき点などについて幅広く検討しています。

現在は特に商標の「使用」に関する様々な論点についての整理と議論を進めています。

(3) 第3小委員会：「国際会議等への対応」

第3小委員会では、WIPO 関連機関における商標関連の調査、研究、改正作業等について、日本弁理士会が要請を受けた各種事項についての情報収集、検討、意見の集約と提出等を行っています。

また、これまでコロナの関係で見合わせていた委員の海外派遣も今年度からは再開されております。

以上、皆様が商標委員会の活動へご興味を持って頂けるきっかけとなれば幸いです。

(原稿受領 2023.10.6)

バイオ・ライフサイエンス委員会の活動紹介

バイオ・ライフサイエンス委員会

委員長 川寄 洋祐

1. 委員会の構成と活動概要・目的

令和5年度のバイオ・ライフサイエンス委員会は41名の委員により構成されており、第1部会から第6部会に分かれて活動を行っています。第1部会～第5部会は下記弁理士会会長からの審議委嘱事項5件についての調査研究活動、第6部会は委嘱事項7件に関連して、特許庁、外部知財関係団体との意見交換会の企画、アジア最大級のパートナーングイベントである BioJapan2023 の企画運営協力等について活動しています。

(1) 審議委嘱事項（第1～5部会）

1-1：バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究及び提言

第1部会：本年度は「機能特定クレーム」の審査状況について調査・研究

1-2：バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査及び研究

第2部会：本年度は新モダリティ医薬の国際的な特許性比較に関する調査及び研究

1-3：日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査及び研究

第3部会：本年度は代替肉関連技術についての特許面からの調査及び研究

1-4：バイオ関連・医薬発明の特許保護の在り方についての調査及び研究

第4部会：本年度は延長された特許権の効力範囲について調査及び研究

1-5：バイオベンチャー発のバイオ知的財産についての調査、研究及び提言

第5部会：本年度は国内ベンチャー企業の事業状況と知財活動についての調査及び研究

(2) 委嘱事項（第6部会）

2-1：特許庁、裁判所、知財関連団体、医薬関連団体等の外部団体との連携及び協力

2-2：委員会セミナーの開催

2-3：研修所、地域会が実施する研修並びに知的財産支援センター、地域会が実施するセミナー等への協力

2-4：BioJapan2023 への出展の協力及び実行

2-5：一般社団法人日本知財学会主催の第21回年次学術研究発表会への発表の申込及び発表

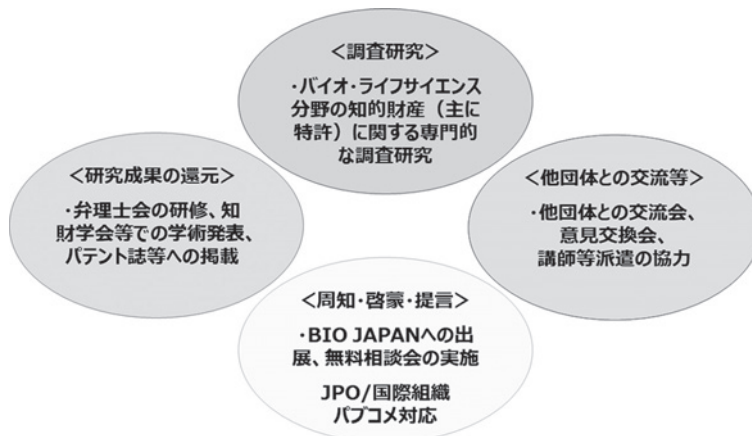
2-6：PATENT 誌に掲載する活動紹介記事の作成

2-7：会員向け活動紹介動画の作成。

当委員会は上記審議委嘱事項、委嘱事項の実施を行うと共に、JPAA 役員会、各付属機関、他の委員会等からの要請に応じて、バイオ・ライフサイエンス技術分野の専門的意見の提供、会議への委員派遣などを行っています。また、JPAA 外の医薬関連団体、知財研究団体等からの要請に応じて、セミナー講師、相談員等として委員を派遣しています。本年度は国際活動センターへの委員出向、特許庁審判決研究会への研究員推薦、再生医療イノベー

ションフォーラム（FIRM）企画セミナーへの講師派遣などを行っています。

当委員会は上記活動を通じて、「調査研究」、「研究成果の還元」、「他団体の交流等」および「周知・啓蒙・提言」の各方面の活動を効果的に連携させ、バイオ・ライフサイエンス分野における知的財産制度の研究と普及に寄与し、また、知的財産制度の普及活動における日本弁理士会のプレゼンス向上を図ること、および各委員の実務能力の向上を図ることを目的としています。



2. 委員会活動の年間スケジュール

4月：委員会立ち上げから5月の第1回定例会までに、第1～第6部会を取りまとめる副委員長を決定し、各委員の希望を勘案して第1～第6部会への所属を決定します。各月の定例会では、各部会における議論を行うと共に、現状について委員会内全体で共有します。

－第1部会～第5部会

5月～10月前後：部会内で議論、予備的調査などを行い、今年度の具体的な研究内容を決定し、調査研究を進めます。

11月～1月前後：調査研究を進め、結果を部会内で取りまとめて報告書を作成します。

2月～3月：部会内で取りまとめた報告書に基づいて委員会内でプレゼンテーションを行い、委員会全体で調査研究結果を共有、議論します。

各部会では部会長（副委員長）の主導で各月の定例会において議論が行われると共に、必要に応じて部会ごとに追加の会合を行うこともあります。

これら調査研究活動では、必要に応じて外部専門家へのヒアリングを実施しています。例えば、知財制度の変遷に関する調査に関する政府関係部局へのヒアリング、調査対象技術について知見を有する大学研究者等外部専門家へのヒアリングなどを実施し、調査研究内容の充実を図っています。

研究成果は報告書としてJPAA内で共有される他、一部Patent誌への発表などにより外部にも発表されます。また、これら調査研究成果は、第6部会の企画する外部団体との意見交換イベントにおいて発表され、また、議題のテーマとして利用されています。

－第6部会：

通年：BioJapan（10月）、日本知財学会（11月）のようにスケジュールの決定しているイベントを考慮しつつ、特許庁、外部団体との意見交換イベント、JPAA会員向けセミナー等について通年のスケジュールを検討、内容を企画し、各イベントを運営します。当委員会は複数の外部知財関連、医薬関連団体と継続的に意見交換会を開催しており、第6部会はこれらのイベント間のスケジュール調整、発表者調整などを行っています。また、終了したイベントについての報告書を作成し、次年度の活動がさらに有益となるようにしています。

2月～3月：第1～第5部会の調査研究発表に合わせて、委員会内で本年度の活動内容を共有するプレゼンテーションを行い、次年度以降の活動について議論します。

第6部会の企画する意見交換イベント、学会発表、BioJapanのブース運営協力等は、第1～第5部会の委員も

参加する委員会全体の活動です。第6部会はこれら外部団体の窓口と事前打ち合わせなどを行うことで円滑かつ有益な意見交換会となるよう企画準備を行っています。

当委員会が企画運営に参画するアジア最大級のパートナーリングイベントである BioJapan は近年、再生医療分野の研究開発の加速・産業化を目指す「再生医療 JAPAN」、デジタルテクノロジー×ライフサイエンス融合による新たな価値提供にフォーカスをあてる「healthTECH JAPAN」と合同開催となり、より大規模化、広範化しています。

当委員会は従前単独で本イベントへの参加を企画運営してきましたが、本年度は広報センターのプロジェクトチームに全体を統括していただき、JPAA 全体としてより充実した体制で同イベントの企画、運営に参加しています。本年度は鈴木一永会長にお話し頂いた「バイオ特許の重要性と弁理士の役割」のビデオを本イベント HP でも公開し、バイオ・ライフサイエンス分野における弁理士プレゼンスのさらなる向上を図っています。また、展示ブースの内容も一層の拡充が図られ、より多くのイベント参加者に対応できる体制となっています。



(令和4年のBioJapanにおける相談ブースの状況)

同イベント中に行われる JPAA 相談員（主に当委員会の委員が担当）による知財相談では、例年国内外から参加する多数の企業、政府系組織、大学、各種団体の相談を受けています。相談の内容も発明発掘、権利行使、契約、企業内知財体制の整備など広範に渡るため、各委員の専門性などに合わせて対応しています。当委員会による BioJapan への継続的な JPAA ブース開設および「はっぴょん」の参加により、本イベントでは「はっぴょん」の人気も抜群です。

各種外部団体との意見交換会は通例半日程度のスケジュールでお互いの活動内容の紹介、研究成果の発表と議論などを行います。近年、複数の外部知財関連、医薬関連団体との継続的な意見交換会を通じて、お互いの研究・実務への意見等を交換する機会が増えてきています。今後より一層お互いに有益な関係性の構築・維持を行うことを目指しています。

3. 当委員会へのお誘い

当委員会の調査研究活動は、各部会において少人数の議論に参加することで各委員のバイオ・ライフサイエンス技術分野におけるこれまでの知見をより広げ、また深める絶好の機会を提供しています。また、BioJapan や各種外部団体との交流イベントに参加して意見交換をすることで、委員会における調査研究の内容を発展させるとともに、各委員の知見をさらに向上させることができます。関東地方、東海地方、西日本、北海道など、広範な地域からご参加いただいている委員が多いのも本委員会の特徴です。各地方の知財情報その他いろいろな情報を知る機会が多いのも、本委員会の魅力です。バイオ・ライフサイエンス技術分野に興味のある先生方、ご知見を有されている先生方の積極的なご参加をお待ちしております。

(原稿受領 2023.10.10)

著作権委員会のご紹介

著作権委員会

委員長 高橋 雅和

1. 著作権委員会の概要

著作権委員会は、特許委員会や商標委員会など、実務系委員会のひとつとして位置づけられ、著作権に関連する諮問・委嘱事項を幅広く取り扱う委員会です。著作権は昨今非常に注目されている分野であり、多岐にわたる活動を行っており、ベテラン・若手を問わず多くの委員により支えられています。今年度の委員数は42名です。

2. 活動内容のご紹介

今年度は4つの部会に分かれて主に下記の諮問や委嘱事項を担当しています。

第1部会

第1部会では、著作権にまつわる課題の検討、及び、弁理士をPRするための施策の実行を担当しています。

著作権にまつわる課題として、今年度は「著作権登録」をテーマに選びました。「著作権登録」について掘り下げて検討しようと考えています。

まず、「著作権登録」の実情を調査したうえで、「著作権登録」の有効な活用法の検討や、問題点のあぶり出し等を行い、さらに、理想的な著作権登録制度のあり方も検討できればよいと考えています。

次に、弁理士をPRするための施策として、昨年度は、文化庁のHPの著作権契約書作成支援ツールの紹介及びこのツールを使用する際の注意点等をまとめたセミナー資料を作成しました。このセミナー資料は弁理士であれば誰でも利用することができるので、積極的に利用していただきたいと考えています。

今年度は、このセミナー資料を使って、実際に各所でセミナーを行っていかうと考えています。セミナーでは、弁理士は著作権に関しての相談を受けることができることのアピールや、著作権に絡む意匠権や商標権等について総合的なアドバイスができること等のアピールも行い、それによって、弁理士の知名度を向上させ、弁理士の業務の拡大を目指します。

第2部会

第2部会は、「コンテンツ保護・利用及びコンテンツビジネスに関する調査・研究」と「一般社団法人日本知財学会主催の第21回年次学術研究発表会への発表の申込及び発表」とを担当しています。前者の「調査・研究」に基づくアウトプットを、後者の学術研究発表会にて発表するという流れを、毎年繰り返しております。

「調査・研究」では例年、気になるトピック・論点を部会メンバーで柔軟に決定して議論をしています。本年度は、前半に生成系AIを研究し、後半にメタバースを研究というスケジュールになっています。本稿執筆時、生成系AIと依拠性についての検討が終了したところです。9月よりメタバースの検討に入りますが、本テーマは今年で3年目になります。さて今年度はメタバースの「どこ」を追っていくかを、メンバーの皆さんと決めて行きます。なお、「毎回違うメタバースに、アバターで集まって議論する」という実験をする等しております。実際に体験した上で考えたいからです。ただし、現地参加の中の人（リアル側）は隣に座っていたりします。

新しい・未知のトピックを、やわらか頭で考えてみたい。好奇心を満たしたい。そんな方に向いている部会だと思えます。

第3部会

第3部会は、「著作権に関する重要判決の調査・研究及びそれを踏まえた会員への有益情報の提供」を行います。

具体的には、毎月公開される最新の裁判例について、部員全員で手分けして全ての内容を確認しています。そして毎月3-4件の裁判例について部会内で議論し検討を行います。検討した裁判例の中から適宜パテント誌および第

4 部会が担当するメディアへの執筆も行っています。

また、「令和 2 年度に作成した著作権研修の共通資料、その他著作権委員会が作成した刊行物等の継続的な見直しと、これを活用した継続研修の企画及びその実行」も担当しています。

講師経験の少ない方も担当していただけるようにバックアップし、多くの著作権講師を輩出することを目指しています。

第 4 部会

著作権にまつわる情報について、弁理士会から外部への発信をするために、執筆活動などを積極的に行っています。例えば、下記のような媒体があります。

1). Web サイト「弁理士の著作権情報室」

2020 年 3 月 13 日より、BtoB ビジネスメディア「InnovationS-i」（イノベーションズアイ）の「お役立ち情報」に設けられています（下記図 1 参照）。こちらのサイトに、定期的に（隔週ペースで）新しい記事を公開しています。

著作権等のトピックを一般の方向けに分かりやすく解説することで、広く著作権等に関する理解を高めるとともに、弁理士が著作権等の専門家であることの間々の認知度を高めることを目的としています。2023 年 8 月現在、月間 PV 数は 2 万に到達しようかという人気サイトになっております。

2). 雑誌コラム「写真を楽しむための著作権 Q&A」

月刊誌「デジタルカメラマガジン」に 2021 年 10 月号から設けられた連載で、原則として毎月掲載されているコーナーです。

プロの写真家の目線でまとめる写真に関する著作権についての記事を、弁理士とともに掘り下げていくという形式で展開しており、当委員会のメンバーが監修を行っています。著作権法の制度や考え方を法律の専門家でなくとも興味を持って学べるよう、毎号、答えを明確にするのではなく、考えさせる内容が読者に人気を博しており

The screenshot shows the website 'InnovationS-i' with a navigation bar including 'HOME', 'bizDB', 'コラム', 'インタビュー', 'プレスリリース', 'お役立ち情報', 'セミナー情報', and '特集'. The main content area is titled '弁理士の著作権情報室' (Copyright Information Room for Patent Attorneys). It includes a sub-header '著作権の専門家「弁理士」による、著作権のお役立ち情報を掲載！' and a text box describing the room as a resource for copyright information. A sidebar on the right lists services like 'SEO効果の高い企業ページのご提供' and '低価格から利用できるプレスリリース'. Below the main content, there are news items from the Japan Copyright Commission and a section for '新着の著作権情報室' (New Copyright Information Room).

図 1 Web サイト「弁理士の著作権情報室」(2023 年 10 月 4 日時点)
(<https://www.innovations-i.com/copyright-info/>)

ます。

3). 特許ニュース「日本弁理士会著作権委員会 研究レポート」

知的財産業界専門誌、「特許ニュース」に2020年9月から設けられた連載で、原則として毎月掲載されているコーナーです。著作権法に関する最新の動向から一歩踏み込んだ著作権の研究内容を1ページにコンパクトにまとめて公開する場となっています。

著作権について、弁理士の存在を世間にアピールしたい方は是非第4部会へ！

その他

その他、各種パブリックコメントへの対応、日本弁理士会によるコンテンツ東京への出展協力、地域会等からの講師派遣依頼への対応など、特定の部会によらずに検討・対応している事項もあります。コンテンツ東京は、コンテンツビジネスを支えるあらゆる要素が出展する大規模国際総合展であり、多くのクリエイターやデザイナーが来場します。そのため、著作権分野の関心度が高く、著作権委員会は多くのミニセミナーを担当して提供しています。

3. 著作権委員会の魅力

著作権委員会は、委員の欠席率も低く、各部会の議論も非常に活発です。しかも、調査研究・弁理士会外への発信・会内外へのセミナー提供など、活動範囲が多岐にわたっており、著作権分野に興味がある方であればどなたでも、何らかの活動に貢献できると思います。

もうひとつ、著作権委員会について、皆さまに知っておいていただきたいことは、著作権分野は、弁理士の知名度向上において非常に重要な役割を担っているということです。委員の方々にも、この点を大いに理解していただきつつ活動いただいております。

特に、今年に入ってから、高度な生成AIの登場を契機として、これまでにないほど著作権分野がクローズアップされています。8月には日本弁理士会にて生成AIに関する記者説明会が行われましたが、かつてない参加者数であったということです。

次年度以降も、生成AIやメタバースについての検討が続くと思われますし、関心のある方も多いと思います。

著作権委員会としては、できるだけこの機を逃さず、著作権分野における弁理士の知名度向上を図り、弁理士の活躍の場が広がるように活動していく所存です。

ご興味のある方は、是非ご参加下さい。

以上

(原稿受領 2023.10.5)

貿易円滑化対策委員会の活動紹介

貿易円滑化対策委員会

委員長 守田 裕介

1. はじめに

「お世話になっております。ボウエキエンカツカタイサクイインカイの…」、名乗る前には少し発声練習しておきたい、我々、貿易円滑化対策委員会は、弁理士会の委員会・附属機関の中でも上位を争う長い名称の委員会かもしれません。平成25年に現在の名称に変わる前は「産業競争力推進委員会」でしたから、やはり長めの名称が伝統(?)のようです。

2. 当委員会の活動概要

しかし、長いのは名称だけでなく、平成14年に結成されて以来、20年以上にわたる活動実績を持つ委員会でもあります。当委員会は、その名が示すとおり、貿易の円滑化に資する対策、すなわち具体的な方法や手段等について、知的財産権を扱う目線から調査研究することを大きな柱とし、会員のみならず一般企業や各種団体に対しても成果を還元すべく、多面的な活動を行っています。近年は、以下のような事項が当委員会に委嘱されています。

- ① Eコマース知財トラブル対応表のメンテナンス
- ② 日本及び海外の模倣品問題を改善するための模倣品対策・水際対策についての情報収集及びそれに基づく提言、並びに会員への迅速な情報発信
- ③ 模倣品・税関に関する国内関係官庁（経産省、財務省及び外務省等）、並びにIIPPF、CIPIC、WCO、中華商標協会、その他模倣品・税関関連団体等との交流、情報・意見交換及び連携強化
- ④ IIPPF企画委員会の委員として、IIPPFの運営に協力
- ⑤ 諸外国の制度、実情等に関する情報収集、並びに会員への迅速な情報発信
- ⑥ 模倣品対策・水際対策についての会員及び一般への情報提供及び普及活動
- ⑦ 模倣品や海賊版の個人輸入対策のための検討、情報収集、並びに当該対策のための国内関係官庁との交流、情報・意見交換及び連携
- ⑧ 他の委員会、附属機関、各地域会との連携及び協力

これらを詳説するには紙面が足りませんが、例えば①のEコマース知財トラブル対応表は、国内外の主要オンライン・プラットフォームにおいて、侵害事案に遭遇した際に権利者が取り得る対策等をまとめたものであり、定期的に内容のアップデートや拡充も図っています。その有用性に鑑みて、昨年度は弁理士会の全体へ周知メールも配信されました。

また③のように、模倣品・税関に関する国内関係官庁や関連団体等との交流、情報・意見交換及び連携強化を積極的に行っており、毎年、各種の外部団体に多数の委員をメンバーとして派遣を行っている点も、当委員会の特徴といえるでしょう。ちなみにIIPPFとは、企業・団体が業種横断的に集まり、模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害の諸問題に対して、我が国政府とも連携しつつ、一致協力して行動すべく設立された「国際知的財産保護フォーラム」という団体であり、平成14年の創設時から、弁理士会は積極的な関与を続けています。そして、WCO（世界税関機構）や中華商標協会といった外国の公的機関・団体との会合等について、国際活動センターと連携しながら委員の現地派遣も行っています。そして⑤や⑥については、知見を有する委員あるいは外部から招聘した実務家等を講師として研修会やセミナーを実施したり、部会で取り組んだ研究の結果を公表したりしています。

3. 運営方針

当委員会の運営は、毎月一回、全委員が参加する定例会の開催が基本となります。当委員会は3つの部会から構成されており、委嘱された事項を各部会が分掌しつつ、事案に応じて部会横断によるWGを設置して対応することもあります。定例会は、前半に全体会を行った後、後半は各部会に分かれて議論等を行うスタイルが定着していますが、全体会の前に、30分程度の勉強会やミニセミナーを組むことも多くあります。例えば、知財侵害物品の水際取締・制度に関する勉強会、東京税関の調査官（いわゆる弁理士上席）を経験された委員による業務紹介、企業内弁理士の委員による模倣品対策の活動紹介、東南アジアの模倣品対策に精通した委員による講義や、オンライン侵害対策にノウハウを有する民間企業の担当者による講演など、委員会全体のレベルアップを目的とするものが中心です。

4. まとめ

コロナ渦をきっかけとして当委員会もオンライン開催の導入が進み、今年度は、各委員がリアル又はオンライン参加を適宜選択するハイブリッド形式で定例会を開催しています。業務の合間を縫って会務へ参加するにあたって

は、居住している場所、家庭・家族の事情、健康状況、所属事務所・企業の方針や、他事との兼ね合いなどにより、会場まで毎度出向いて参加するのはハードルが高い場合もあるでしょう。とはいえ、対面での交流によるメリットは当然ありますから、今年度はトライアルとして、あらかじめ複数の月を「リアル出席推奨月」に設定し、各委員が早めにスケジュールを調整することで、なるべく大勢が集まる機会も作るように試みています。多様な人材が参加しやすい状況を維持しつつ、知識・経験を共有して学び合いながら、実りの多い活動を続けていきたいと思えます。

(原稿受領 2023.10.6)

不正競争防止法委員会・活動紹介

不正競争防止法委員会

委員長 服部 京子

1. はじめに

皆様ご存じのとおり、不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、そのうち「特定不正競争」に関連する業務については弁理士も行うことが可能です。

日々の業務において不正競争防止法に接する方もいらっしゃるれば、不正競争防止法は弁理士試験以来だという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、まずは改めて簡単に不正競争防止法について振り返りたいと思います。

不正競争防止法において、不正競争行為は第2条第1項に限定列挙されており、現在、第22号まで規定されています。

このうち、弁理士が業務を行うことができる「特定不正競争」は、第1号～第16号までと第19号～第22号までです（*第4号～第9号までは技術上の秘密に関するものに、第11号～第16号までは技術上のデータに関するものに限られます）。

例えば第1号の周知表示混同惹起行為や第2号の著名表示冒用行為は商標法の補完的な位置づけのものであり、第3号の他人の商品形態を模倣した商品を譲渡等する行為は意匠法の補完的な位置づけとなります。また、営業秘密に係る不正行為や限定提供データに係る不正行為については、オープン・クローズ戦略においても重要となるものであり、特許との関連性が深いものです。

特許法・実用新案法・意匠法・商標法と不正競争防止法は互いに相反するものではなく、補完的に機能するものです。不正競争防止法の理解を深めることで、権利化業務についても理解が進み、日々の業務に役立つのではないかと思います。

2. 不正競争防止法委員会について

不正競争防止法委員会は、本年度は28名の委員で構成されており、主に営業秘密や限定提供データに関する事項を調査・研究する第1部会と主に商品等表示や形態模倣に関する事項を調査研究する第2部会の2つの部会に分かれて活動しています。

また、中堅からベテランの委員が多く、弁理士資格を有する委員も多いことも特徴に挙げられると思います。私も所属当初はベテランの委員が多いことに緊張をしていましたが、様々な観点から活発な議論が行われる場は、自身にとっても良い刺激となるものであり、このような場をぜひとも多くの若手の方にも経験頂きたいと思えます。

不正競争防止法委員会では、例年、それぞれの部会において検討テーマを決め、それについて調査・検討を行っています。最近のテーマは以下のとおりです。

表1 不正競争防止法委員会主な検討テーマ

年度	第1部会	第2部会
令和4年(2022年)度	中国における営業秘密に関する裁判例について	メタバース上での仮想商品の模倣行為について
令和3年(2021年)度	限定提供データの活用事例について	アンケート調査について
令和2年(2020年)度	営業秘密について	アンケート調査について
令和元年(2019年)度	店舗外観及び内観の保護について	技術的制限手段を巡る問題について
平成30年(2018年)度	データ関連業務について	一般条項に関する所外国の比較法的考察について

なぜか令和元年度は第1部会と第2部会が入れ替わっております。当時は技術系、表示系というように呼んでいたこともあり、どちらが第1部会でどちらが第2部会かということに関してはあまり気にしていなかったようにも記憶しておりますが、実際のところは不明です。

なお、令和元年(2019年)度には、主として裁判例を検討する第3部会もありました。現在は各部会において裁判例を用いて調査・研究することも多く、部会ごとにテーマに応じた裁判例等を検討しています。

これらメインとなるテーマの調査・研究の他にも、不正競争防止法に関連する意見募集(パブリックコメント)への対応や、依頼に応じた講師派遣を行うことも重要な活動のひとつです。また、経済産業省知的財産政策室との意見交換会や、外部から講師を招いてテーマに応じた内容について講演頂いた後に意見交換会を行うなどのような外部との交流もあります。

その他には弁理士のウェブサイトにおいて営業秘密に関するコラムの掲載も不正競争防止法委員会が行っています。しばらく更新が止まっていたましたが、本年度より更新を再開していますので、興味のある方はぜひご覧ください。

3. 令和5年(2023年)度の活動内容について

本年度の各部会の活動内容について簡単にご紹介したいと思います。

3.1 第1部会

近年、人材の流動性の活性化に伴い営業秘密の不正取得や不正使用があとを絶たず、営業秘密侵害事件(刑事事件)の件数も増加しています。例えばはま寿司事件や楽天モバイル事件などはニュースでも大きく取り上げられ、記憶にある方も多いのではないのでしょうか。そこで、営業秘密の不正使用等に関する近年の裁判例(民事・刑事の両面)を調査し、どのような傾向があるかについて様々な角度(例えば、当事者属性や秘密管理性の要求水準等)から分析をすべく検討を進めています。

具体的には、営業秘密の不正使用等に関する近年の裁判例をピックアップし、検討・分析すべき事項を委員各自が担当する裁判例から抽出してまとめる作業を行うとともに、その裁判例の概要や営業秘密の三要件(秘密管理性、非公知性、有用性)に対する裁判所の判断について委員会内にて議論・発表することで情報の共有もしています。今後、集計や傾向の分析等を進めていく予定です。

また、第1部会では前述の営業秘密に関するコラムの記事の作成も行っています。このコラムは一般の方に向けたものですので、興味を持ってもらえるようなテーマを検討し、今後、定期的に掲載していくことを予定しています。

3.2 第2部会

第2部会は主に商標法の補完的な位置づけとなる第1号、第2号と意匠法の補完的な位置づけとなる第3号とを隔年で検討しています。本年度は第1号、第2号をメインの検討テーマとして取り上げています。

不正競争防止法において、第1号と第2号とは周知/著名の違い・混同要件の有無のみに着目されがちです。そ

のため、まずは本来の制度趣旨等を踏まえ、そのような考え方でよいのかについて裁判例に基づいて調査を進めています。

現在はピックアップした裁判例を、委員各自に割り振り事件の概要やポイントを発表するとともに、その裁判例について議論を行っています。関連性のある商標事件等についても検討を行うこともあり、この後は議論の結果を基に、第1号、第2号における課題等について広く検討を進めていく予定です。

4. さいごに

不正競争防止法委員会は、専門とする法域が異なる様々な経験年数の委員が所属しています。また、委員会内はもちろんのこと、委員会終了後にはリアル参加のメンバーで飲み会（懇親会）が行われることも多く、そのような場だから聞けるような話なども楽しみの一つです。

多くの方にご参加頂きたく、少しでも興味のある方はぜひ所属頂ければと思います。

以上

(原稿受領 2023.10.6)

業務対策委員会の紹介

業務対策委員会

委員長 香原 修也

1. はじめに

会員の皆様は、当委員会の名称中にある「業務対策」の語についてどのようなイメージをお持ちでしょうか。おそらく「弁理士の業務に関する様々な問題への対策」を検討する委員会、と思っただけなのであろうが、その実体はやや複雑である。当委員会が検討している対象は、日本弁理士会（本会）の会員弁理士が行っている業務ではなく、弁理士でない「一般人」（法人を含む。以下同じ。）によるものだからである。他の委員会の検討対象が、会員に直接紐付く会務系であったり、実体法規の内容を議論する実務系であったりするのとは相当異なる、やや特殊な職務権限を持つ委員会といえる。

では、一般人を相手に何の対策をしているのか。

当委員会では、弁理士資格を有しない者（以下その者の行為と併せ適宜「非弁」と表現する。）が、弁理士にのみ独占が認められている業務（いわゆる「専権業務」）を行っており、又は行っているおそれがある場合に、それらの非弁を対象として弁理士法遵守の観点から指導を行っている。平たく言えば、「弁理士法に違反するおそれがある行為を止めていただきたい」旨の「お願い」である。勿論、表面的には丁寧なお願いとなっているが、その実質が警告的な意味合いを含むものであることはいうまでもない。つまり、当委員会は、一般の方を相手に物申す活動を行っていることになる。

2. 弁理士法第75条と弁理士の専権業務

このように書くと、「不穏な活動をする委員会」と思われてもやむを得ないであろう（その昔、筆者もそう感じていた）。しかし、もう少し諸事情をご理解いただきたいと思い、前記「お願い」の根拠である弁理士法（平成12年法律第49号・令和5年法律第53号による改正後のもの）第75条（以下「75条」と略す。）を改めて細かく見ることにする。弁理士ならば当然のこととして、既に内容をご存じの方も多くおられるであろうが暫しお付き合いいただきたい。

75条は、「弁理士又は弁理士法人でない（非弁である）者」に、以下の3つを業として行わないよう求めている。

- ① 特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する特許庁における手続*についての代理（特許料の納付や登録申請その他一部の政令手続は除かれる。）

- ② これらの手続に係る事項に関する鑑定
- ③ 政令で定める書類若しくは電磁的記録の作成

そして③の「政令で定める書類」には概ね次のようなものが含まれる（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）8条）。要すれば、我々が通常の業務において特許庁に提出する書類の殆どは、非弁が作成してはならない書類である。

- 一 各法の出願に係る願書、明細書、特許請求の範囲及び実用新案登録請求の範囲、要約書、手続補完書、出願審査請求書、意見書等
- 二 異議申立書、意見書及び訂正の請求書
- 三 実用新案技術評価請求書及び実用新案登録の訂正書
- 四 審判（再審・判定）請求書、答弁書、訂正請求書及び意見書
- 五 裁定請求書、答弁書及び取消請求書
- 六 商標権存続期間更新登録申請書
- 七 国際特許出願に係る願書、明細書、請求の範囲、要約書及び手続補完書並びに国際予備審査に係る請求書、答弁書及び手続補完書
- 八 意匠又は商標に係る国際登録出願の願書
- 九 行政不服審査法の審査請求書
- 十 弁明書
- 十一 これらについての手続補正書

このように、弁理士でない者（非弁）が特許庁における特許出願ほかに関する「手続を代理」し、又は特許庁に提出する「所定書類の作成」を業とすれば弁理士法に違反することとなり、1年以下の懲役（拘禁刑）又は100万円以下の罰金に処される（弁理士法79条3号）。

非弁を許すと我々が弁理士として行う仕事が減少するだけでなく、知的財産の形成と発掘並びにその権利化における質の低下、ひいては我が国の産業競争力の弱体化に繋がるおそれがある、と考える。もちろん自分たちに都合のよいことばかりを言うつもりはないが、我々は弁理士の使命（弁理士法1条）の下、常に、品位保持・業務精通・公正誠実という職責（同3条）を重んじ、依頼人の知的財産の創出・保護に命をかけているといっても過言でないから、我々同様の使命感や知識はないことが前提である非弁を放置すべきではない。

ちなみに余談かも知れないが、上記②における「鑑定」とは、知的財産制度に関する「法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すこと」をいうとされ、例えば未出願の商標（これから出願をする予定の商標）が他人の先願先登録商標に類似するか否かを判断するような「調査」も、この「鑑定」に含まれる。

例えば商標権侵害の成否について尋ねられ、その前提として甲の使用商標と乙の登録商標とが類似関係にあるのか否かを調査をする場合のように、その判断が『特許庁に係属すべき性質のもの（この場合は判定として係属すべき性質のもの）については、当然（中略）「これらの手続に係る事項に関する鑑定」に含まれる』とされている（弁理士法逐条解説（改訂4版69頁）弁理士法第4条の「字句の解釈」より引用）。この「類否判断」が鑑定に含まれることは、75条の規定ぶりが「手続に関する鑑定」ではなく「手続に係る事項に関する鑑定」となっていることからわかる。未出願であれば「特許庁における手続に係る事項」とはいえないように思うかも知れないが、上記①と②とを合わせた「特許庁における手続に係る事項に関する鑑定」は「手続に関する鑑定」のみを意味するわけではないのである。

このように法75条の「鑑定」は「手続」に関するものに限られないから、特許権侵害・意匠権侵害の成否（技術的範囲・意匠登録の範囲の属否）や、商標・商品・役務についての類否すなわち商標権侵害の成否（商標法25

* PCTやハーグ協定、マドリッド協定議定書に基づく国際出願も当然これに含まれるほか、特許等に関する行政不服審査法の審査請求手続及び経産大臣に対する裁定手続も対象である。

条、37条)に関する判断も、我々弁理士の専門的見解としてのみ告げることができる事項となる。

3. 非弁に起因して生ずる様々な問題

上述のとおり「非弁」は、弁理士でない者が弁理士の専権業務に係わることで発覚するが、弁理士でない者が堂々と出願代理を行うような典型的非弁行為は近年むしろ少なくなっており、これに代わり、新たな類型の問題が登場している。当委員会でここ数年の間に検討を重ねている主な項目を挙げると以下の如くである。

(1) 法人代理の是非

各種手続の代理が、弁理士法人・弁護士法人ではない営利法人(会社)によって為される場合がある。広い意味ではこれも「非弁」による手続であるから、自然人に対する指導(先の「お願い」)同様の申し入れを当該法人に対して行うことになる。

また当委員会では、この問題を単なる非弁として捉えるだけでなく、そもそも法人が対庁手続の代理を行い得るのかという観点から検討を重ねてきた。営利法人である会社が何らの報酬も得ずに事業を行うことは通常想定し得ないことや、民事訴訟法では自然人(弁護士)のみが訴訟代理をすることができ、法人による訴訟代理は認められていないこと、更には審判手続がその性格上も準司法的な審理手順を踏んでおり、口頭審理などは自然人のみがなし得る手続として想定されていること等を論点として審議を行っている。

(2) AIを用いたクラウドサービス・業務自動化・効率化との関係

弁護士法との関係で、令和5年8月、法務省が「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」というガイドラインを発表した。ここで述べられていることと同様の視点に立てば、例えば生成AI技術を用いて弁理士専権業務の自動化・効率化を支援するサービスと75条との関係も問題となり得る。当該支援サービスが、弁理士又は弁理士法人によって為されているとは評価できない場合も想定されるからである。

近年、グレーゾーン解消制度を利用する照会が多くなっているのは、弁理士法や弁護士法のいずれも生成AI技術の普及を前提とした造り込みになっておらず、法律の趣旨と事業との関係が明確でないからであろう。法務省のガイドラインはこのような状況を受けて発表されたものと目される。

今後は当委員会でも、知的財産分野における各種支援サービスと弁理士法との関係について、当該ガイドラインを参考に検討を行っていくことになる。

(3) その他

弁理士或いは弁理士業の「在るべき姿」に関し、このほかにも様々な問題が当委員会に投げかけられている。ここでその全てを説明することは到底できないが、折角の機会なので重点項目だけでも列挙しておきたい。

- (イ) 報酬分配規定・紹介料授受禁止規定の創設(專業に基づく報酬を非弁が得る場合があると当委員会で扱う問題となる)
- (ロ) 知財信託(受託者が非弁である場合に当委員会で扱う問題となる)
- (ハ) 会員が用いている事業所名称の問題(非弁も同様の名称を用いることが多いことから当委員会の問題となる)

4. おわりに

上述の諸問題の中には、「非弁対策」を職務権限とする当委員会が本来扱うべき事象ではないものが多数含まれている。よって執行役員会からの指示に抗って「これらに対する検討は当委員会の職務権限外である」と一蹴してしまうこともできる。

しかし、これらの事象のほんの一部にでも非弁的要素が介在すれば、それは当委員会で検討せよという流れになるし、ほかに、これらの諸問題を適切に検討・解決する機関が現状では見当たらない。故に当委員会は、前述の使命感を持って、弁理士業ひいては知的財産制度の健全な運用と発展に資するべく、日夜、種々の問題解決にあたっている。当委員会が「專業を守るための委員会」とだけ理解されてしまうと後ろ向きなイメージしかないが、決してそうではない。応援を願いたい。

特許制度運用協議委員会の活動紹介

特許制度運用協議委員会

委員長 野上 晃

特許制度運用協議委員会は、対庁協議会などの会合において特許庁などと直接協議や意見交換を行い、特許庁などの運用や考え方を知ることができ、インターネット出願ソフトのバージョンアップなど最新の情報をいち早く知ることができる委員会です。

ご関心のある会員は是非当委員会にご参加ください。

本稿では、特許制度運用協議委員会が主にどのような活動を行っているのかについて簡単に紹介させていただこうと思います。特許制度運用協議委員会（以下、当委員会という。）は、その委員数が20名以内と規定されている委員会です。令和5年度の当委員会は、現時点で15名の委員で構成され、原則として毎月第3木曜日の14時から17時に委員会活動を行っています。

1. 委嘱事項

本年度の当委員会への委嘱事項は以下の通りです。

- （継続）手続的事項についての改善、法解釈、運用等（実体的事項及び法改正事項を除く。）に関する特許庁及び他の団体との協議
- （継続）特許庁及びWIPOの国際出願を含むペーパーレスシステムの改善に関する調査、研究並びに特許庁及び他の団体との協議
- （継続）研修所が実施する研修等への協力
- （継続）委嘱事項1、2についての会員への周知
- （新規）活動紹介記事の作成
- （新規）活動紹介動画の作成

2. 当委員会の主な活動について

図1は、上記委嘱事項1及び2に関する当委員会の活動の概要を示しています。以下、これらの委嘱事項ごとに当委員会の活動について説明します。

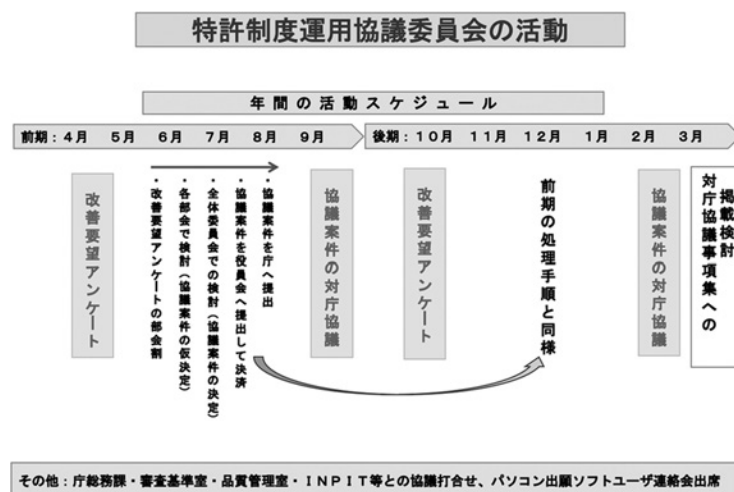


図1 特許制度運用協議委員会の活動の概要

2. 1 委嘱事項1について

例年、当委員会では、上期及び下期にそれぞれ弁理士会会員各位に「特許庁の手續・取扱に関する改善要望の募集」と題するアンケートを実施し、会員より実体的事項や法改正事項を除く改善要望事項を応募いただいています（アンケートの応募件数の実績は、令和4年度66件、令和3年度は81件です）。

当委員会では、例年3つの部会に分け、上期、下期にそれぞれ各部会において分担して会員から寄せられた改善要望事項を精査し、特許庁との対庁協議会の協議案件とするか、協議案件としないかを仮決定しています。そして、各部会での仮決定結果を全体委員会にて検討し、協議案件を決定しています。決定した協議案件は、役員会の承認を得た上で特許庁に提出し、特許庁と弁理士会との間で日程調整を行った上で対庁協議会に臨んでいます。このように当委員会は、毎年度2回上期、下期に開催される対庁協議会にて特許庁と協議を行っています。

当委員会では、毎年度の協議案件及び対庁協議会の協議結果を協議案件としなかった案件とともに、対庁協議に関する報告書として会員専用フォーラムに掲載しています。また、協議案件のうち特に普遍的かつ重要な事項については、特許庁よりの要望等も含め対庁協議事項集に追補し、会員及び特許庁に配布することとしています。対庁協議事項集に掲載された協議事項は特許庁も拘束することになります。

また、年2回程度定期的で開催される特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会に当委員会及び特許委員会の委員が出席して意見交換を行っています。さらに、要請があれば、当委員会は特許庁審判課や調整課等とも意見交換などを行っています。

2. 2 委嘱事項2について

本年度、次年度のトピックスとして、来年1月より原則としてすべての特許庁への申請手續のデジタル化が開始され、また来年4月には、特許（登録）証等の7種類の発送書類のデジタル化が開始されます。そのため、当委員会では、申請手續及び発送手續のデジタル化に関し、すでに特許庁のデジタル化担当部署と数回意見交換会を通じて情報収集などを行っており、今後も同部署との意見交換会などを通じて情報の収集及び交換を行っていく予定です。

また、特許庁では、申請手續及び発送手續のデジタル化をインターネット出願ソフトを通じて行うよう同ソフトの改修（バージョンアップ）などの準備を進めています。このインターネット出願ソフトのバージョンアップに関しても、特許庁、日本知的財産協会、日本弁理士会で構成されるインターネット出願ソフトユーザ連絡会に出席し、その変更内容やリリース日（使用開始日）などについて情報収集を行う予定です。

申請手續及び発送手續のデジタル化並びにインターネット出願ソフトのバージョンアップは日本弁理士会会員事務所にとって直接的かつ多大な影響があり非常に重要であるため、タイムリーにペーパーレスニュースなどにより会員への正確な情報発信を行っていきます。

その他、裁判所などから、例えば民事裁判書類電子提出システム（mints）に関し周知依頼などがあった場合には、それに対応し会員への周知を行っています。

2. 3 委嘱事項3について

毎年、INPITが開催する方式審査専門官研修への研修所からの講師派遣要請に応じて、「弁理士業務と方式審査」に関する研修に講師を出しています。これ以外にも、研修所から講師派遣など協力要請があった場合には、対応する予定です。

3. まとめ

以上述べたように、当委員会は、対庁協議会などの会合において特許庁などと直接協議や意見交換を行い、特許庁などの運用や考え方を知ることができるとともに、インターネット出願ソフトのバージョンアップなど最新の情報をいち早く知ることができる委員会ですので、ご関心のある先生方はぜひ当委員会への参加をご検討ください。当委員会では、皆様のご参加をお待ちしています。

情報企画委員会の活動

情報企画委員会

委員長 藤田 貴男

1. はじめに

情報企画委員会は、弁理士の内外の情報（たとえば最新の情報技術やトレンド）の収集・分析を行い、その結果を事務局および会員が戦略や方針の決定に活用できるように発信する委員会です。

以下のような活動を行うことがあります。

(1) 会員間、事務局内、会員－事務局間での情報共有や活用を効率的に行うためのシステムやプラットフォームの企画・導入

(2) 事務局の運営および会員の業務にとって有益な情報システム等の企画

(3) 弁理士の保有する情報がセキュリティ上のリスクにさらされないようにするための対策検討

単年度の具体的な活動内容は、執行役員会の決定に基づいて異なりますが、主に上記のような領域で活動を行い、弁理士会および会員の情報活用やコミュニケーションの改善に貢献します。

2. 委員会の具体的な活動内容

本委員会は、本年度13名（委員長1名、副委員長3名）という少数の委員数で、上記の多岐に渡る事項について毎月1回のペースで委員会審議を行っています。委員会は、3つの部会に分かれ、全委員が3つの部会のいずれかに属します。部会は、副委員長が部会長となり、部会長を中心に運営されます。委員会の開催方法は、本年度は奇数月を弁理士会館でリアル開催、偶数月をZoomを用いたウェブ会議形式で進めています。委員には、特許事務所や弁理士法人の経営者の方が多く、委員会経験も豊富であり、実務の経営・経験を踏まえた有用なご意見をお持ちいただけることから、スムーズな委員会審議がなされていると思います。また、このような先生方が委員ですの

弁理士ナビ

全国の特許事務所や弁理士を検索することができます。アンケートにご協力ください。アンケートは [こちら](#)

Search in English

フリーワード検索

事務所を探す

事務所名・その他の事務所情報

● AND ○ OR

検索

弁理士を探す

弁理士名・その他の弁理士情報

● AND ○ OR

■ 研修履歴を検索対象から外す

検索

名前に常用漢字以外の文字等が使用されている関係で、漢字で検索しても該当データが存在しない場合は、カタカナ（ヨミガナ）もお試ください。

条件指定検索

地域を指定する

お探しのエリアを選択してください。

外国を選択

指定した地域:

■ 指定しない

相談内容を指定する

発明相談 商標相談 意匠相談

審査・審判手続に関する相談 発明・商標・意匠・審査・審判手続以外の相談

先行技術調査 先願・先登録調査 国内出願

国外出願 知財価値評価 登録業務

年金管理 ライセンス・契約 講師・社内教育

知的財産戦略コンサルティング その他コンサルティング

鑑定 権利侵害判断のための調査(特許・実用新案)

権利侵害判断のための調査(意匠) 権利侵害判断のための調査(商標)

権利侵害判断のための調査(不正競争) 大学・TLO

中小・ベンチャー企業 指定しない

専門分野を指定する

特許・実用新案 意匠 商標

外国特許 外国意匠系 外国商標系

関税法 回路配置 特定不正競争

図1 弁理士ナビ

The screenshot shows the homepage of the Japanese Patent Attorneys' Association's Electronic Forum. At the top, there is a search bar and a navigation menu with links like 'HOME', 'Benrishi-kara no oshirase', 'Kenkyu-seminar', etc. The main content area is divided into several sections:

- Benrishi-kara no oshirase:** A sidebar menu with links to 'Kaiji-katsudo', 'Kobun-shu-hokokusho', 'Kenkyu-seminar', etc.
- Benrishi-kara no oshirase:** A search bar with a '検索' button and a '詳細検索はこちら' link.
- 新着情報:** A table of recent posts:

国語	日時	件数
PCT	23/08/18 14:03	(67)
品位保持についての注意喚起(事務所HP/SNS等の記載に関して)	23/08/18 09:22	(341)
尾崎 光三会員(8149) 令和5年8月9日逝去	23/08/18 09:11	(145)
アンケート結果一覧	23/08/16 11:58	(10)
- 各種申請書、マニュアル:** A list of 9 items related to patent applications and manuals.
- 電子会議室:** A section for electronic meetings with a '会議室一覧' button and a list of recent meeting topics.

図2 電子フォーラム

で、事務所経営や弁理士業界の実情についての意見交換や、最新の IT（例えば生成 AI）の話題提供などが委員会内外でなされることがよくあり、それが審議に一層良い意味で活かされていることもこの委員会の特徴です。

情報企画委員会はいわゆる会務系委員会の一つで、令和5年度の職務権限は「日本弁理士会の IT インフラの検討、推進及び整備その他業務に関する情報の提供」です。

具体的には、本年度の諮問事項として「事務局業務のデジタル化の推進に関する調査及び検討」「業務を支援するための仕組みづくりに関する調査及び検討」、審議委嘱事項として「会員情報管理システムの改善点の検討」「弁理士ナビの改善点の検討（<https://www.benrishi-navi.com>）」、委嘱事項として「電子フォーラムの全般的管理（<https://www.jpaa-members.jp>）」等を行っています。

近年では大量の書類や動画など扱う情報量が大幅に増加し、利便性の向上が喫緊の課題となっています（既存システム全体の再構築が近々必要になると予想されています）。例えば全国の弁理士を検索できる「弁理士ナビ」では、検索方法や掲載情報の充実を図り、さらに便利にするための方策を検討しています。会員専用サイトの「電子フォーラム」では、より使い勝手の良いシステムにするための方策を議論しています。

3. まとめ

主に上記のような領域で委員会活動を行い、弁理士会および会員の情報活用やコミュニケーションの改善に貢献し、弁理士活動や弁理士業務がより良い方向に拡大・発展していくために、今後も積極的に活動していきたいと思えます。ただ、委員の知見だけでは足りない場合もございます。様々な経験・知見をお持ちの会員の先生方のアンケート等を通じたご意見や情報提供も期待いたします。もちろん、本委員会に所属していただいで、ともに活動できることは大歓迎です。よろしくお願ひ致します。

最後に、この場をお借りして、委員の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございます。

(原稿受領 2023.8.25)

農林水産知財対応委員会の活動

農林水産知財対応委員会

運営委員 國井 久美子

1. はじめに

農林水産省は、農林水産分野における知的財産戦略として「農林水産省知的財産戦略2025（令和3年4月30日策定）」を発表しました。近年、ICT等の先端技術を活用した生産性の大幅な向上や、農産物の輸出の拡大による農業従事者の皆さまの競争力強化、そして、経営の安定化を図ることが急務となっています。これらを実現するためには、優良な特性を有する植物の新品種や、地域の伝統と生産地の気候・風土などによって生み出された農産物や加工品などのブランドを構築するための知的財産を活用することが重要であり、農林水産分野のユーザーや弁理士においては、当該分野の知的財産制度を正しく理解することが求められています。農林水産知財対応委員会は、これらの社会情勢を踏まえつつ、弁理士会における農林水産分野の活動の中心となるべく活動を推進しています。

2. 職務権限と組織構成

農林水産知財対応委員会の職務権限は、以下の4つです。

- (1) 農林水産分野における知的財産保護等に関する調査、研究、政策提言の作成
- (2) 上記1に関し、関係官庁、諸団体等に適切に対処すること
- (3) 農林水産分野における海外の知的財産保護に関する調査、研究
- (4) 調査研究成果物の内外への発表

2023年度は、担当役員を萩原康司副会長（担当）、稗苗秀三副会長（副担当）、中野圭二執行理事とし、丸山修委員長のもと、副委員長4名、委員34名で、4つの部会を構成して活動を推進しています。

3. 各部会の活動

3.1 第1部会

今年度は、田中信治副委員長を筆頭に9名のメンバーで活動しています。

第1部会は、現代農業の各種課題（アグリテック、JAS等の規格・標準化、AI・データ契約、競争のボーダレス化、ブランド化等）を解決するための支援策の検討及び提言として、スマート農業及び農林水産知財の規格・標準化の調査研究を行っています。

スマート農業およびAI・農業分野のデータ契約は、農水省が国策として普及を推進していますが、これまでに無い新しい分野であるため、スマート農業における現場で様々な技術的問題が発生しました。その問題もプロジェクトが進むにつれ解決に向けて進みつつあります。これらの現状を把握し将来的な展望を探るため、スマート農業実証プロジェクト（農林水産技術会議）に関与している各種団体にインタビューを実施しています。スマート農業導入現場には知財の発生余地があること、及びAI・データ契約の事例蓄積が進んでいることから、弁理士がコンサルタントとして関与する可能性について提言をしていくことを目的とした活動です。

農林水産知財の規格・標準化の調査研究では、農林水産に関連する規格等として、例えばJAS、機能性表示食品の調査研究を行っています。いずれも、弁理士と非常に親和性の高い規格であり、弁理士が当該規格に関与することで、知財活用のすそ野を広げるとともに、弁理士の当該分野における知見を高めることを目指しています。

3.2 第2部会

今年度は、野崎久子副委員長を筆頭に10名のメンバーで活動しています。

第2部会は、国内外における品種登録に関する支援策（知財ミックスを含む）を検討し、提言することを目的に活動しています。第2部会は、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）と弁理士会との関係構築のための窓口でもあります。

日本国内では、種苗法に基づく品種登録出願が減少しているという現実と直面しています。改正種苗法に基づく海外流出対策を有効に活用し、また海外での育成者権取得のためにも国内出願が必要です。この課題に関して、第2部会では本年度、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室へのインタビューを実施し、出願数減少の原因や支援策について意見交換を行います（秋予定）。同時に、出願数が大幅に減少した企業などを訪問し、直接インタビューを行うことを企画中です。制度のユーザーの声を効果的な支援策の提言に結びつけることを目指しています。

その他、第2部会では、育成者権を含む知財ミックス事例や、品種登録出願における品種の名称と登録商標の関係についても積極的に議論しています。これらについては、弁理士が活用できるような、あるいは出願者の戦略に役立つような、事例集としてまとめる検討も進行中です。優れた植物品種は日本の農業の強みであり、部会の活動を通じて、日本の農業の持続的な発展や海外展開をサポートできれば、大変に名誉なことです。

3. 3 第3部会

今年度は、岡恵副委員長を筆頭に10名のメンバーで活動しています。

第3部会は、「地理的表示（GI）保護制度」をメインテーマとして、調査研究を行う部会です。とはいえ、農林水産物に関する知的財産は、GIの他にも、商標権（地域団体商標）、育成者権、特許権、営業秘密などがあり、それらが組み合わさって関係していることが多々ありますので、いわゆる知財ミックスに視点を置いて、GI保護制度について調査研究を行う場面が少なくありません。

当部会の具体的な活動としましては、農林水産物、酒類のGI保護制度と関係の深い関連団体への訪問・オンラインでのインタビューの実施や、海外の登録生産者団体に対する書簡インタビューの実施などを挙げるすることができます。これらの活動は、我が国のGI制度をはじめとする知的財産が、現状、現場でどのように活用されているかを把握する上で、必要な調査です。

また今年度は新たに、営業秘密（ノウハウ）に着目して、弁理士の視点から、GIの明細書、生産工程管理業務規程の記載において、どのような点に留意すべきかについての調査研究を始めています。

当部会は、GI制度を含む知的財産の保護及び利用により、我が国の農林水産物、酒類が適切に保護され、ブランド力の更なる強化につながるよう、活動を続けていきたいと考えております。

3. 4 第4部会

今年度は、柴田富士子副委員長を筆頭に9名のメンバーで活動しています。

第4部会は、弁理士会の内外に向けた情報発信やセミナーの開催等を担当しています。第4部会の主な活動内容は以下の通りです。

【弁理士会内部向け活動】

- (1) 農林水産知財に関する業務支援DBの充実と更新：コンテンツやリンク集等の一層の充実を図り、会員の業務に活かせる農林水産知財ポータルとしての役割を担えるDBを充実させる予定です。
- (2) 活動紹介記事、活動紹介動画などの作成：農林水産知財対応委員会の研究成果等を会員向けに周知するための記事及び動画を作成します。
- (3) 会員向けセミナーの企画・運営：農林水産知財に関する会員の知識を一層向上させ、この分野における弁理士の一層の活躍を図るためのセミナーや研修を企画しています。
- (4) 弁理士会内の別組織との連携：広報センター、国際活動センター等とも連携し、国内向けにはパテント誌にて、また、海外向けの情報発信にも努めます。

【外部向け活動】

- (1) 関係官庁・諸団体対応：アグリビジネスフェアへの出展等、関係省庁や諸団体との連携事業を通じて、農林水産知財分野における弁理士会の存在感をアピールします。
- (2) 農林水産知財に関する特設サイトのコンテンツ更新：専門知識を持っていない人にも分かりやすいコンテンツを充実させ、活用してもらえる特設サイトを目指して活動しています。

- (3) 農林水産知財に関する知財相談窓口：農林水産知財相談窓口の相談員の選定等を担当しています。
- (4) 外部セミナーへの講師派遣：要請に応じて、農林水産知財に関するセミナー等への講師派遣を行います。

4. まとめ

私たちは弁理士として、農林水産事業に携わる人たちの大切な財産である農産物品に関連する知的財産について、特許権、意匠権、商標権の保護、活用に加えて、植物の新品種登録、および地理的表示の相談業務や、外国登録業務をミックスして、総合的かつ漏れのない、効果的なサポートを行うための活動を推進してまいります。

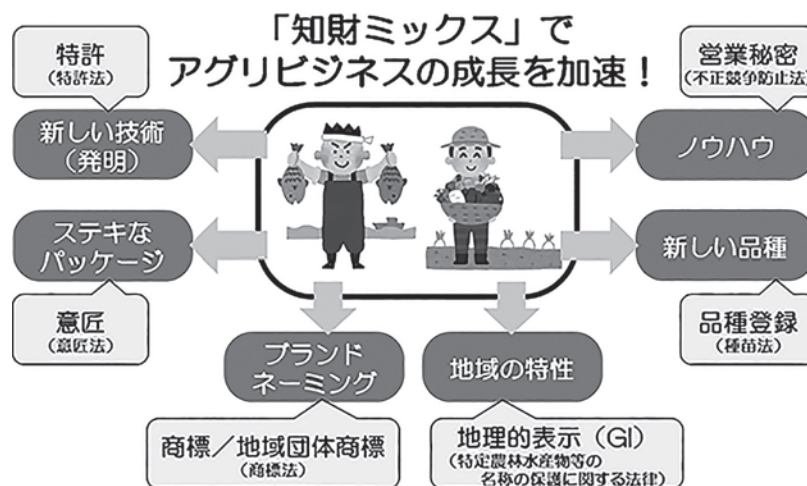


図1 農林水産分野の知財活用

(原稿受領 2023.10.10)

企業・大学等における知財プレゼンスの向上を目指して

知財プレゼンス向上委員会

1. 委員会の概要

「知財プレゼンス向上委員会」では、企業・大学・特許事務所のそれぞれで勤務する弁理士で構成され、社会における知財のプレゼンスを向上させるべく、企業・大学の知財課題、組織内弁理士のあり方などについて、3つのグループに分かれて、積極的に外部組織と意見交換するなどして、活動を行っている。

2. Aグループ

知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂に伴って企業における知的財産部署の役割や業務は大きく変化しており、また、AI（人工知能）技術が急成長していることも相俟って、まさに知財業務の変換期を迎えている。

このことは、企業からの依頼を受けて新規出願等の依頼を受けている特許事務所にとっても他人事ではなく、変化に対応したサービス提供が求められてゆくものと考えられる。また、AIの目覚ましい技術革新により、特許事務所としてもより大きな価値を生み出すことができる働き方を考えることが大切になるのではないかと思える。

そこで、Aグループでは、コーポレートガバナンスコード改訂に伴って企業の知財業務が変化していること、並びに、「AIの活用による価値向上／業務の変革」の黎明期を迎えていることを踏まえて、企業が特許事務所との連携をより良くできる具体的な方策を検討することとした。また、企業と特許事務所の良い関係構築を築き上げるための仮設・提案とモデルケースも検討することとした。有識者との意見交換や委員会内アンケートなどによって意見の確からしさを高めるとともに、弁理士会内研修、知財学会での登壇、パテント誌への論文投稿などを通じて意見発信を進めている。

3. B グループ

Bグループは、「大学ガバナンスコードを念頭においた大学における知財的課題の解決策の検討及び提言」を諮問事項として、6名のメンバーで活動を行っている。メンバーの所属は大学、企業、特許事務所など幅広い。コーポレートガバナンスコードが改定され、企業へ知的財産投資についての情報開示、取締役会の監督が求められることとなった。その潮流の中、日本の産業底上げのためには企業だけでなく、大学においても知財ガバナンスを強化する必要があると考えた。大学にもガバナンスコードのひな形が存在しているが、知財に関する言及はない。そんな中、令和5年3月に内閣府から、「大学知財ガバナンスガイドライン」が発行された。今年度はこのガイドラインの内容を把握し、大学の知財に精通するメンバーの意見を踏まえて、運用面の課題等を提言すべく準備を進めている。実務面では、大学で知財に関わる当事者（教員、学生）の知財力の底上げが重要だと考える。そのため、知的財産支援センターと連携をして、大学に求められる実践的な知財研修を企画すべく検討を進めている。例えば、知財戦略策定、知財情報の活かし方、法律の使いこなし方などである。骨子が固まった時点で、大学協会など関連団体へ提案を進める予定である。

4. C グループ

Cグループは、「企業における知財的課題の抽出及びその解決策の検討に資するツールの検討及び提言」を諮問事項として、10名のメンバーで活動を行っている。メンバーの所属は大企業、スタートアップ企業、大学、特許事務所など幅広く、多様な視点からの意見を交わしながら活動を行っている。

企業の中でも、これまでにない社会価値を創造するイノベーションを生み出すことで、成長を目指しているといわれるスタートアップ企業においては、企業価値とその企業が保有する知財価値に一定の相関があるという考えのもと、今年度はスタートアップ企業の知財課題及びその解決策にフォーカスして検討を行っている。本グループの具体的な活動としては、知財活動に積極的に取り組んでいる複数のスタートアップ企業を対象にヒアリング調査を行い、それらの企業がどのようにして知財課題を解決してきたかを調査し整理することを計画している。この活動により、知財の理解／認識がまだ十分でない企業が、知財活動に取り組まないことに対する危機感を持ち、事業戦略と知財を結び付けるストーリーを構築できるようになるための、支援ツールを検討・提言することを目指している。

本グループの活動は、メンバー間のつながりを活かすことで、ヒアリング先とのつながりにまで広がり、人脈形成にも役立っている。

5. イノベーションボックス税制の検討について

経産省にて、特許権をはじめとする知的財産権により得られた所得について優遇税率を適用する税制の検討が行われている。4月から7月まで全5回で開催された経産省主催「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」に、日本弁理士会としてオブザーバー参加した。その中で、当税制に賛成であること、職務発明で各企業が実施している計算が対象となる所得の計算に流用できる可能性がある旨の提言を行った。税制に詳しい委員が多い中、知財専門家の立場から提言ができたと考える。

(原稿受領 2023.9.27)

経営基盤強化委員会の活動紹介

経営基盤強化委員会

委員長 奥野 彰彦

1. はじめに

経営基盤強化委員会は、特許事務所の経営基盤を強化する方策の検討及び提案並びに経営基盤強化の取り組みの

支援を行うとともに、これら調査及び研究の結果を会員に還元することを目的としている。

当委員会では、本年度は、特許事務所における人材確保の方法の検討を諮問事項として中心的な検討課題にしつつ、特許事務所の経営改善に関する情報提供、事業の承継又は共同化に関心のある会員に対する情報の提供、弁理士業務の承継・共同化・連携に関する留意事項集等の資料の整備、中小規模の特許事務所における事務業務の効率化のための自動化ツールの作成、自動化ツールについての会員に対する情報の提供などの多種多様な活動を行っている。

弁理士会の中でも、これほど色々な活動を行っている委員会も珍しいかもしれない。そして、これらの活動は、一見すると互いに関連性が薄そうな活動も混じってはいるが、結局のところ、特許事務所の経営基盤を強化するために役立つ活動であるという点で共通している。そういう意味で、当委員会は、大企業で言うところの経営企画部門のように、弁理士会の会員の特許事務所の経営に役立つ活動なら、何でもやるおもちゃ箱をひっくり返したような委員会という位置づけであると言えるかもしれない。

本稿では、これら当委員会の活動について紹介する。

2. 委員会の紹介

(1) 委員の構成について

当委員会に所属する弁理士は、自ら特許事務所を経営するボス弁理士が大半であるが、いわゆる中間管理職、現場リーダー、幹部としての立場の勤務弁理士も数名所属している。なお、令和5年度は、当委員会には、企業内弁理士は所属していない。

当委員会の弁理士は、特許事務所の経営またはマネジメントの経験が豊富であり、己独自の経営方針をきちんと持っているメンバーばかりである。もちろん、その経営方針は、それぞれ異なっており、天才的なマーケティングのノウハウを有する弁理士、ITを駆使したローコストオペレーションを得意とする弁理士、穏やかな人柄による若手の所員の人事マネジメントを得意とする弁理士、スタートアップの起業支援を得意とする弁理士、自分でスタートアップを起業してしまっている弁理士まで多士済々のメンバーが揃っており、さながら梁山泊の英雄たちを眺めているようで壮観である。

(2) 定例委員会

当委員会は、他の多くの委員会と同様に毎月1回の定例会を行っている。定例会では、当委員会の委員、担当副会長及び執行理事が参加し、所定の審議の他、外部からSIerなどを招いてのシステム開発のディスカッションなども行っている。

(3) 令和5年度の諮問事項など

令和5年度の諮問事項及び委嘱事項は次のとおりである。

【諮問事項】

- 特許事務所における人材確保の方法の検討

【委嘱事項】

- 特許事務所の経営改善に関する情報提供（経営改善セミナー、ワークショップの開催等）
- 事業の承継又は共同化に関心のある会員に対する情報の提供（事業の承継又は共同化の相手を探す機会の提供・会員マッチングシステムの周知・事業承継セミナーの開催等）
- 弁理士業務の承継・共同化・連携に関する留意事項集等の資料の整備、更新及び周知
- 中小規模の特許事務所における事務業務の効率化のための自動化ツールの作成
- 上記自動化ツールについての会員に対する情報の提供
- 附属機関、他の委員会等との連携及び協力
- 特許庁または関連団体との連携

- 活動紹介記事の作成
- 活動紹介動画の作成

(4) 当委員会の部会構成

上記の諮問事項及び委嘱事項に対し適切に対応するために、当委員会は、3部会を設置している。委員は、3部会のいずれかに属している。また、各部会の部会長として、3名の副委員長をそれぞれ配している。

各部会は次のような観点での活動を目標としている。

●第1部会

中小規模の特許事務所における事務業務の効率化のための自動化ツールの作成、および上記自動化ツールについての会員に対する情報の提供

●第2部会

特許事務所における人材確保の方法の検討、および特許事務所の経営改善に関する情報提供（経営改善セミナー、ワークショップの開催等）

●第3部会

事業の承継又は共同化に関心のある会員に対する情報の提供（事業の承継又は共同化の相手を探す機会の提供・会員マッチングシステムの周知・事業承継セミナーの開催等）、および弁理士業務の承継・共同化・連携に関する留意事項集等の資料の整備、更新及び周知

3. 各部会の活動の紹介

(1) 第1部会の活動について

特許事務所の業務においては、手作業で処理されている管理事務業務が多く存在する。そのような手作業の部分を自動化ツール（Robotic Process Automation：RPA）やマクロで自動処理することによって、作業の正確性を上げることができ、その後のチェック数を減らしたり（ダブルチェックの解消）、チェックの時間を短縮できたりするが故に業務の効率化に繋がる。また、作業のスピードアップを計ることで業務の効率化を図ることが可能となる。自動処理の間の時間を他の作業に充てることで業務の効率化を図ることも可能となる。

しかし、現状、管理事務などへの自動化ツールの導入について十分に周知されているとはいえず、特に、多くの中小事務所が自動化についての情報を得る機会がないまま業務を行っていると思われる。弁理士業界全体の経営基盤の強化、及びそれによる価値の向上のためにも、弁理士会として弁理士に対する自動化への意識改革を進める活動を積極的に行っていかなければならないものとする。事務所間の自動化進展に関するギャップを埋めるには、一般論的な自動化の啓蒙活動でなく、自動化ツールを導入する場合の作業フローの提案等、具体的な提案をしなければならないものとする。

そこで、令和5年度の第1部会では、若手のITに強いデジタルネイティブ世代を中心とする弁理士を揃え、特許事務所の管理事務業務の効率化に資するRPAをシステム開発会社と協力して作成した。この自動化ツールに要求する作業内容は、具体的には、期限管理ソフトに特許庁発送書類を自動登録する作業、並びに発送書類に基づく引用文献と対応する外国公報の自動取得、及びIDS化である。

また、RPAを使った場合にどのような効果があるのかを会員に理解してもらうために、当該自動化ツールを動作させた様子を記録した動画を作成し、一般会員への紹介資料作成のための教材として用いる予定である。また、自動化ツールの導入にあたり管理事務部門で生じ得る課題点などについても検討してまとめる。次年度には、この教材を活用して、RPAを用いて特許事務所の管理事務業務の効率化をするための情報提供を目的とした経営効率化セミナーを開催する予定である。なお、この経営効率化セミナーは、弁理士以外（事務員）も視聴可とすることを検討している。

(2) 第2部会の活動について

第2部会では、特許事務所における人材確保における課題を把握すべく、人材仲介業者等へのヒアリングを実施した。

その結果、以下のような知見が得られた。

●日本社会全体として、人手不足が顕在化しており、当面この状況は継続する可能性が高い。特に、大企業は危機感を強め、積極的な求人活動を行っている。

●特許事務所においても多聞に漏れず人手不足が顕在化しているが、待遇面、採用活動にかけている資金やマンパワーの面で大企業等に競り負けてしまっている。

●特許事務所の多くが、弁理士試験受験者を想定した条件で募集をかけている。一方で、昨今の政府調査によると、若者の52.9%が仕事よりも家庭を優先すると回答しており、特許事務所側の求人像と、求職者側が求める職場像とに乖離が生じている可能性が高い。

●弁理士試験の志願者の減少傾向が続いており、今後も大幅な回復は期待しづらい。

上記採用意欲の高い大企業等と競り合って人材を確保していくためには、知財業界にこれから入ろうとする人、その予備軍に対し、特許事務所で働くことのメリットや欲しい人材像を強く発信していく必要がある。また、ターゲットとする人材へのアクセス方法にも検討の余地がある。例えば、ある技術分野に精通した弁理士を募集したいという場合、ホームページや弁理士会の求人情報を掲載したのみでは、そのような弁理士が検索にかけてアクセスしてくることを待たねばならない。そのような属性を持つ弁理士からの応募を増やすには、なによりもまず、当該事務所の存在を知ってもらう必要があり、場合によっては、そのような弁理士が日常的にアクセスしているメディアへの求人情報や事務所広告の掲載等も視野に入れた方がよいということになる。

一方で、多くの会員特許事務所では、人事担当者が不在である。また、人事担当者がいる場合であっても総務担当者が兼任している程度であり、特許事務所で働くことのメリットや欲しい人材像を適切に発信できていないという状況が窺える。そこで、求人を望む会員向けに、採用活動の基本と応用を教えるセミナーの開催を行う予定である。

また、本会ホームページの求人情報コーナーは、弁理士及び弁理士志望者を対象として、求人票に準じた内容を掲載できるようになっているが、いわゆる求人票の記載項目に「その他」を追加した程度であり、ヒアリングで話題に挙がった知財ポータルサイトのとの比較においても、「事務所情報」などの部分で情報量に大きく差をつけられてしまっている状況である。こうしたことから、特許事務所で働くことのメリットや欲しい人材像を伝えるという観点での記載を促すべく、事務所情報欄の追加や、フォームの末尾の「その他」を活用した入力例の充実される方向で本会ホームページの求人情報コーナーの改修を提案したいと考えている。

(3) 第3部会の活動について

令和5年度の第3部会では、例年通り、事業の承継又は共同化に関心のある会員のために、オンライン、東京、大阪にて、それぞれ1回ずつ会員マッチングセミナーを企画した。この会員マッチングセミナーは、後継者を探している、後継者になりたい、他の事務所と連携したい、合併や吸収を通じて事務所規模を拡大したい、吸収されたい、一人事務所から複数人事務所に形態を変えたい、など、現在の弁理士事業に変化を望む経営者、事務所経営に携わりたい方などが、相手を探す機会を提供するための会合である。

今年度、第1回マッチングセミナーは、オンラインで開催したが、定員を超える応募があり、幸いにも好評を博している。また、前年までのセミナー参加者からの強い要望もあり、第2回、第3回のマッチングセミナーは、数年ぶりに東京会場および大阪会場でのリアル開催としている。

セミナー前半では、経営基盤強化委員会の活動紹介と、参加者全員に簡単な自己紹介（参加目的、現状、その他）をしてもらっている。セミナー後半では、オンラインではSpatial Chatというウェブ上の架空の会場システムを用いた交流会を開催し、リアルではセミナー会場にて軽食をとりながらの交流会を開催している。

また、これらの会員マッチングセミナーとは別に、過去に実際に事業承継に成功されたことのある経験豊富な弁

理士の先生に講師を依頼して、弁理士事務所の事業承継セミナーを開催することを予定している。この事業承継セミナーでは、一般的な事業承継の留意事項について担当委員から紹介した後、実際に事業承継を経験された弁理士の先生にしかわからないであろう、金銭的・人的・物的留意点について説明して貰う予定である。

その他、既存の会員マッチングシステムについて、規約やユーザインタフェース等の整備が不十分であり、あまり利用者も多くなさそうな状況を鑑みて、会員マッチングシステムの運用を継続すべきであるか、それともはや廃止してしまうべきか、についても検討を行っている。

4. 今後の活動

令和5年度は、年度の途中でようやくコロナショックも明けたこともあり、これまでのオンライン中心の活動からリアル+オンラインのハイブリッドな活動にシフトしたために、ここ数年よりも意欲的な活動ができたような気がしている。もっとも、今年は、まだ手を付けたばかりのテーマもあるが、少なくとも問題提起や今後の方向性についてはしっかりと提案をして、来年度以降の活動につなげていきたいと考えている。

5. まとめ

当委員会は、経営が苦しくなってきたり、あるいは売上の伸びが鈍ってきたりしているような特許事務所の経営者の弁理士の先生方に対して、経営改善のヒントやノウハウを提供して、日本の特許業界が再び過去の黄金時代を実現するために役立つことを存在意義としている。

筆者は、令和5年度の当委員会の活動を通じて、経営経験が豊富な酸いも甘いも噛み分けるベテランの先生方と、生まれながらにしてテレビゲーム、パソコン、スマホなどに囲まれて育ったデジタルネイティブ世代の若手の意欲ある先生方と、がお互いに刺激しあって素敵な化学反応を起こして成果を上げる様子を眼前に見ることができた。そして、おそらく、このような光景の中に日本の特許業界の未来はあるのではないかと感じている。このような活動が、日本各地の特許事務所の経営に悪戦苦闘しておられる弁理士の先生方のお役に少しでも立てれば、当委員会メンバーを代表して嬉しく思う次第である。

(原稿受領 2023.10.19)

産業標準委員会活動紹介

産業標準委員会

委員長 吉田 玲子

1. はじめに

平成30(2018)年の弁理士法の改正において、標準に関する業務が弁理士の標榜業務と位置付けられた。弁理士は、標準規格の案の作成に関与し、又は企業からの相談に応ずることが、役割として期待されている⁽¹⁾。

また、2023年6月に公表された、日本産業標準調査会(JISC)基本政策部会の取りまとめにおいて、標準化活動とその手法や取組の在るべき姿として「日本型標準加速化モデル⁽²⁾」が提示された。その実現に向けた課題と施策において、「弁理士は、技術や知的財産の知識・実務に通じており、標準化人材としての高いポテンシャルを有している。中でも、企業が研究開発成果を活かした事業展開を図る際の、オープン&クローズ戦略の立案やそのサポートを担い得る人材としての活躍が期待される。」と言及されている。

産業標準委員会は、弁理士の標準関連業務の支援を行うべく、調査研究、他機関との連携、モデル事例の検討、および、標準関連業務に関する知識・能力を習得するための研修カリキュラム等の検討を行っている。

2. 委員会の紹介

2. 1 委員会設置の経緯

当委員会は、平成 17 年 1 月の日本弁理士会の附属機関である中央知的財産研究所の報告書（「技術標準と特許権について」の研究報告）を受けて、同年 3 月の執行委員会で設置が決定した委員会である。報告書においては、技術標準に関する専門委員会を弁理士会の内部に設定することが提言されており、設置当初の名称は、「技術標準委員会」であった。その後、令和 2 年度の「標準ビジネス推進委員会」を経て、令和 3 年度より、現在の「産業標準委員会」となった。

2. 2 委員の構成について

令和 5 年度の日本弁理士会組織一覧にあるとおり、当委員会は、定数 40 名以内の執行委員会設置委員会と設定されている。当委員会は、発足当初、定数 25 名以内、所属委員数 10 名程度の小所帯であったが、平成 30（2018）年度、令和 2 年度と定数を増やし、ここ数年は概ね 25～35 名程度の委員が所属している。令和 5 年度は 26 名の委員が所属している。

当委員会に所属する弁理士は、発足当初、企業に勤務する委員が事務所に勤務する委員の数を上回っていたが、近年では、事務所に勤務する委員の割合が増加している。令和 5 年度の委員の内訳は、事務所勤務が 22 名、企業勤務が 3 名、大学勤務が 1 名と、大多数が事務所に勤務する委員である。ただし、事務所に勤務する委員についても、企業での知財関連業務の経験、及び産業標準に関する業務の経験があり、この経験を活かして活動する方も多い。産業標準委員会に参加する弁理士は、既に産業標準の基礎的な知識を身に付けており、知識の提供とともにそのアップデートを図ろうとする弁理士、従来の出願関連業務から業務範囲の拡大を狙うために知識を得たい弁理士に大別できるように思われる。

2. 3 定例委員会

当委員会の特徴として、産業標準に関係する諸機関及び諸団体との活発な情報交換が挙げられる。当委員会は、毎月 1 回の定例会を行っているが、定例会では、所定の審議の他、外部の諸機関及び諸団体から講師を招き、産業標準に関する現状や実際の活動について講演をしていただくとともに、意見交換を行う機会もある。今年度は、6 月に公表となった、「日本産業標準調査会 基本政策部会 取りまとめ—日本型標準加速化モデル—」について、8 月に、経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課から、ご説明をいただく機会が得られた。

2. 4 令和 5 年度の諮問事項など

令和 5 年度の諮問事項及び委嘱事項は、次のとおりである。

【諮問事項】

1. 標準化に関するコンサルティングの実施に必要な情報の収集、コンサルティングの実施、及び、実施による情報の収集
2. 標準必須特許を利用した知財戦略の調査及び検討

【委嘱事項】

1. 弁理士業務に役立つ産業標準に関する情報及び具体例の検討
2. 産業標準に関する会員向けセミナーの企画及び実施
3. 産業標準に関係する諸機関・諸団体への対応、連携、情報交換及びその報告
4. 活動紹介記事の作成
5. 活動紹介動画の作成

2. 5 当委員会のグループ構成

上記の諮問事項及び委嘱事項に対し適切に対応するために、当委員会は、3つの部会を設置している。委員は、

3つの部会のいずれかに属している。また、各部会の部会長として、3名の副委員長をそれぞれ配している。本年度の当委員会では、各部会は次のような観点での活動を行っている。

●第1部会（担当：諮問事項1、委嘱事項1、3）

企業支援（実際の標準化活動を通じて、必要な書類・手続を体験）を行いながら、標準に関するビジネス、コンサルティングの中にどのように標準化を取り入れるかを検討する。

●第2部会（担当：諮問事項2、委嘱事項3）

企業、標準必須特許（SEP：Standard-Essential Patent、以下「SEP」）研究者へのヒアリングによるSEPの状況の調査、外部機関（SEP研究会等）との関係・協働、判例研究、事例研究等による、SEPを利用した知財戦略の調査・検討を行う。

●第3部会（担当：委嘱事項2、委嘱事項3）

標準化を活用した戦略立案など、標準関連業務への参画を促すとともに、知見を深める会員向け研修を企画し、実施する。

3. 近年の活動の紹介

3.1 標準化活用支援事業への参画

関東経済産業局が実施する、新市場創造型標準化制度を活用した標準化活用支援事業⁽³⁾に、平成30年度から継続して参画している。同事業は、中小企業の標準化を用いた事業戦略を支援するために、標準化に知見のある弁理士や中小企業診断士等の専門家を派遣し、当該企業の保有する知的財産と連携させた標準化戦略及び製品等の標準化を行うための課題解決に向けた助言等を行うものである。昨年度は、当該事業の支援案件募集が行われなかったが、今年度は募集が再開されており、委員が参画予定である。

標準関連業務のうち、以前から弁理士が積極的に関わっている知的財産に関する業務だけでなく、従来あまり弁理士が積極的に関わっていない戦略策定、規格提案の作成、標準会議への参加・交渉等についても企業側（特に中小企業）のニーズがある。このような事業への参画によって、「産業標準」と「知財」とを組み合わせたビジネス戦略を提案する“標準ビジネスコンサルティング”を実践し、より精緻なものとして磨きをかけたうえで、その成果物を広く会員に還元すべく活動を行っている。

3.2 産業標準に関する調査及び検討

令和4年度は、諮問事項に対し、以下の調査及び検討を行った。結果の詳細は、答申書にて確認いただければ幸いである。

(1) 中小企業における産業標準を利用した知財戦略の調査及び検討

過去に標準化を行った企業の事例を分析し、標準ビジネスコンサルティングにおける弁理士の役割と、産業標準がビジネスの拡大により確実に貢献するための要件を中心に検討を行った。

(2) 大企業における産業標準を利用した知財戦略の調査及び検討

ここ数年、弁理士による標準化に係る中小企業支援の在り方が議論されたことなどに鑑み、中小企業による標準化活用に関する検討や、それをサポートする弁理士業務の手法が検討の主軸であった。他方、標準化は当然大企業も活用しており、弁理士として携わることも想定される。そこで、国際標準化戦略の活用における諸問題として、「Sisvel v. Haier 訴訟」はじめとするSEPに関する訴訟について分析を行うとともに、研究者及び特許管理会社関係者へのヒアリングを行い、クライアントに対して弁理士がどのような提案をできるかなど、標準規格に関連したビジネスへの関与の在り方を整理・検討した。

3. 3 研修の企画・実施

弁理士が標準関連業務に関する知識・能力を習得し、標準化に強い弁理士となるための一助となるような研修を企画し、実施している。委員会活動は年度単位であるため、主催研修は年度後半に開催が偏りがちであるが、前年度から検討を進め、引き継ぐことで、受講機会が確保しやすくなるように心掛けている。企画段階においては、講師候補者との意見交換等で、研修の方向性について綿密な打合せを行っている。令和4年度は、委員会主催ライブ配信研修として次の5回を実施し、うち4回は、e-ラーニング化（EL化）を行った。

- ① (EL化) 製品開発・市場化における知財マネジメント戦略
(講師：一橋大学 経営管理研究科 教授 江藤 学 氏)
～第1回・ツールとしての標準化～
- ② (EL化) 同上 ～第2回・試験方法規格・認証の戦略的活用～
- ③ (EL化) 同上 ～第3回・規格に特許を包含させる戦略～
- ④ 知財と標準化を活用した事業戦略
(講師：東京大学未来ビジョン研究センター客員研究員、シニア・リサーチャー 二又 俊文 氏)
- ⑤ (EL化) 中小企業に対する知財コンサルティング
～マーケティング戦略から紐解く中小企業の標準化活用～
(講師：三菱UFJ リサーチ&コンサルティング 主任研究員 上野 翼 氏)

令和5年度は、ライブ配信研修に加え、パネルディスカッション形式、ワークショップ形式での研修も実施予定である（本稿執筆時点）。

4. 今後の活動

「日本型標準加速化モデル」の実現に向けて、各種の施策や取組、標準化活動の状況を把握するため、JISC 基本政策部会場でフォローアップが実施され、今後の方向性や取組事項の整理が行われる予定である。日本弁理士会では、知財・標準化一体的活用検討ワーキンググループ（WG）を立ち上げ、施策や取組に積極的に関与している。同WGには、当委員会から正副委員長がメンバーとして参画しており、経産省との意見交換を通じて、標準関連業務において弁理士に期待される役割を把握し、今後の活動に活かしていく予定である。

(注)

- (1) 日本弁理士会 WEB サイト 標準化における弁理士の役割
<https://www.jpaa.or.jp/patent-attorney/role/normalize-role/>
- (2) 日本産業標準調査会 基本政策部会 取りまとめ—日本型標準加速化モデル—
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/pdf/20230620tori.pdf>
- (3) 標準化活用に興味・熱意・課題を持つ中小企業を募集しています（令和5年度 標準化活用支援事業）
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/hyoujyunka/r5fy_hyoujyunka_shien.html

(原稿受領 2023.10.3)

知財活用検討委員会の活動紹介

知財活用検討委員会

委員長 佐藤 雄哉

1. はじめに

知財活用検討委員会は、令和3年度に新設された委員会であり、本年度で3年目の活動となります。本委員会は、特に「知財の紛争処理」の観点から知財の活用を検討する実務系の委員会であり、裁判所を主とする法曹界や、日本知的財産仲裁センター等の民間ADR機関に対する窓口的な側面も有しています。以下、本委員会の活動

を紹介致します。

2. 本委員会の審議委嘱事項及び委嘱事項

本委員会の審議委嘱事項及び委嘱事項は、それぞれ以下のとおりです。

[審議委嘱事項]

- (1) 知財訴訟における課題の抽出と対策の検討及び提言
- (2) 知財訴訟以外の知財紛争処理システム（日本知的財産仲裁センター等の民間 ADR 機関における仲裁・調停、裁判所における知財調停等）に関する調査、研究及び検討

[委嘱事項]

- (1) 特許庁、裁判所、知財関連団体等の外部団体との連携及び協力
- (2) 研修所、地域会が実施する研修、並びに国際活動センター、知的財産支援センター、地域会が実施するセミナー等への協力
- (3) 日本知的財産仲裁センターの運営・事業に関する事項についての審議
- (4) 審議委嘱 (1)、(2) に関する研修又はセミナーの開催
- (5) 活動紹介記事の作成

3. 本委員会の体制

本委員会は、委員長 1 名、副委員長 3 名、委員 9 名の計 13 名からなる比較的小規模の委員会です。定員は 40 名であり、定員まで余裕はありますが、これは、本委員会が公募制ではなく指名制であるためであり、決して人気が無いというわけではありません。

本年度は、図 1 に示すように、第 1 部会～第 3 部会の 3 つの部会を編成すると共に、第 2 部会の中にバックアップ WG を設置し、活動を行っております。

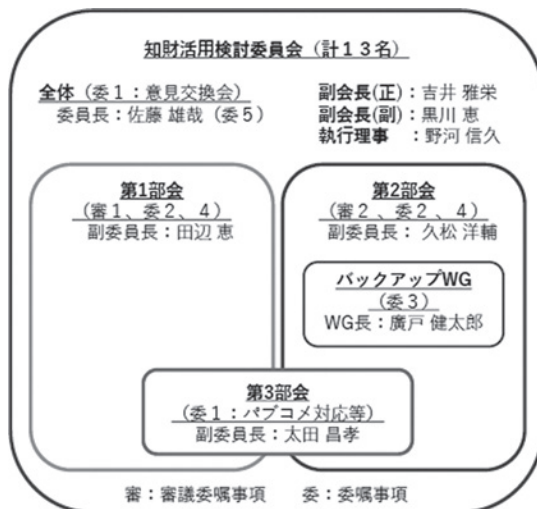


図 1 知財活用検討委員会の体制

4. 各部会の活動内容

第 1 部会（部会長：田辺恵副委員長）は、上記審議委嘱事項 (1) を主として議論しており、第 2 部会（部会長：久松洋輔副委員長）は、上記審議委嘱事項 (2) を主として議論しております。また、第 1 部会及び第 2 部会では、上記委嘱事項 (1) の一環として外部団体（裁判所や日本知的財産協会等）との意見交換会を企画・開催すると共に、上記委嘱事項 (2) 及び (4) の一環として研修会やセミナーの開催・講師派遣を行っております。

第 3 部会（部会長：太田昌孝副委員長）は、第 1 部会及び第 2 部会から選出された部会員で構成されており、上記委嘱事項 (1) の一環としてパブリック・コメントへの対応を行っております。

また、第 2 部会には、日本知的財産仲裁センターをバックアップするためのバックアップ WG（WG 長：廣戸健

太郎委員)を設置し、上記委嘱事項(3)への対応を行っております。なお、日本知的財産仲裁センターは、平成10年(1998年)4月から日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同で運営を行っている民間のADR機関です。本年度は、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会を月に1回開催し、交流を深めております。

5. 活動の成果の一例

以下、令和3年度の設立以降に行った本委員会の活動の成果の一例を紹介致します。

(1) 知的財産高等裁判所との意見交換会の実施

令和3年度に、知的財産高等裁判所(以下、「知財高裁」といいます)との意見交換会を実施致しました。知財高裁との意見交換会では、「弁理士が訴訟手続をする上での留意点について」等の馴染みやすいテーマを選定致しました。知財高裁との意見交換会の報告書は、日本弁理士会電子フォーラムに掲載されておりますので、是非ご覧ください。(直接ログイン用URL:https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1&br_serial=6&br_sub_serial=102&sortOrder=0&view_id=15670)

(2) 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所との意見交換会の実施

令和4年度に、東京地方裁判所(以下、「東京地裁」といいます)との意見交換会及び大阪地方裁判所(以下、「大阪地裁」といいます)との意見交換会をそれぞれ実施致しました。東京地裁及び大阪地裁との意見交換会では、「侵害訴訟において弁理士に期待される事項」や「侵害訴訟からみた明細書作成上の留意点」等の知財訴訟に関する事項の他、「知財調停の実績、運用と課題について」等の「知財訴訟以外の知財紛争処理システム」に関する事項についても意見交換を行いました。東京地裁及び大阪地裁との意見交換会の議事録も日本弁理士会電子フォーラムに掲載されておりますので、こちらも是非ご覧ください。(直接ログイン用URL:https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1&br_serial=6&br_sub_serial=102&sortOrder=0&view_id=16434)

(3) 研修・セミナーの実施

令和3年度の設立以降、以下の①～③の研修会を実施致しました。

- ① 日本弁理士会北陸会主催研修会(令和4年2月18日開催)
テーマ:知財調停について
講師:久松洋輔副委員長(当時)
- ② 日本弁理士会研修所 基礎力サポート研修(e-ラーニング)
テーマ:技術導入契約実務
講師:堀籠佳典委員(当時)
- ③ 日本弁理士会関西会主催研修会(令和5年9月20日開催)
テーマ:知財に関する紛争解決の手段とその留意事項
講師:亀ヶ谷薫子委員、服部謙太郎委員、久松洋輔副委員長

(4) 月刊パテント誌への投稿

月刊パテント2023年5月号に「日本知的財産仲裁センターにおける調停と、裁判所における知財調停」と題する記事を投稿致しました。

6. おわりに

以上、簡単ではございますが、本委員会の活動を紹介致しました。本稿を通じて少しでも多くの会員に本委員会の活動を知って頂き、本委員会の活動の成果が多くの会員に還元されることを願っております。

以上

知財制度検討委員会

知財制度検討委員会

委員長 中尾 直樹

1. はじめに

知財制度検討委員会は、2021年に新設された委員会で、知的財産の保護及び法的諸問題の検討と知的財産制度に関する政策提言、知的財産制度に関するパブリックコメントへの対応、知的財産に関する法改正に対する対応などを担当する委員会です。主に、日本弁理士会から外部に発信する意見の取りまとめと、意見とりまとめに向けた実務系委員会間での情報共有、意見交換などを行っています。

2. 活動内容

当委員会のメンバは、実務系委員会（特許、意匠、商標、不競法、著作権、農水、バイオ、貿易円滑化、産業標準、運用協議、知財活用、総合企画）の委員長および委員長経験者などの22名で構成され、各委員会で検討された意見の集約の場や、委員会間での情報共有の場としても機能しています。月例の委員会は開催しておらず、パブリックコメントへはメールベースで対応し、テーマを決めた意見交換を年2、3回行っています。

2022年度には、意匠法の新規性喪失の例外適用証明書の提出方法の拡充、商標法のコンセント制度導入、他人の氏名を含む商標の要件緩和など、法改正につながる意見を発信しました。また、知的財産高等裁判所の第三者意見募集に対する意見を提出しました。さらに、実務系委員会や関係機関と協力してパブリックコメントを24件提出しました。

今年度も、知的財産推進計画、非公開特許制度（経済安全保障推進法関係）、意匠法と商標法の改正に伴う審査基準改正などに実務系委員会と協力して対応しています。特に、メタバース（登録商標）に関する知的財産権保護の論点についてと、生成系AIに関する理解を共有するための情報交換などを行いました。また、生成系AIに関しては、広報センタからの依頼に対応して著作権委員会委員長と本委員会委員長の私で8月4日に記者説明会で説明しました。さらに、知的財産高等裁判所において構成要件の一部が海外で実施された場合の特許権侵害の大会議判決が出たので、今後は、法改正の必要性の議論も始めることになると思います。

3. 画像出力装置に関する技術面からの検討

今年度は、生成AIへの注目が高まり、議論が活発になっています。生成AIに関連する法改正は特に予定されていないと認識していますが、生成AIを提供するサービス事業者などに情報公開を求める動きは世界中で進んでいます。そこで、弁理士会内での情報共有を目的として、特許委員会にもご協力いただき、技術面からの意見交換を行いました。こぼれ話として、画像出力装置に関する技術面からの検討について少しご説明します。

(1) 基礎的な話

図1にAIを利用した技術の構成を示します。ユーザから見ればAI利用装置（AI利用サービス）全体がブラックボックスですが、一般的にはAIの他に「入力情報生成」、「出力情報処理」が存在するはずですが、また、AIを適切に動作させるための「学習用データの収集、生成」も必要です。これらのAI以外の部分は、AIの長所を生かし、短所を補う役割を果たしていると考えます。また、生成AIを理解する上では、自然言語処理は避けて通れないと思います。例えば、単語を数100個の数値（単語ベクトル）で表現する技術です。単語ベクトル化によって、似た意味を持つ単語同士はベクトル空間で近い位置に存在するので似た意味を持つ単語への変換が可能になります。さらに、コンピュータでの演算も可能になります。

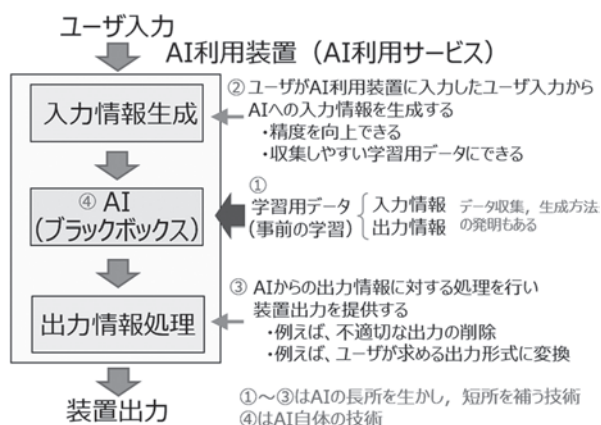


図1 構成 (AI 利用装置、AI 利用サービス)

(2) 画像生成 AI を使う想像上のアプローチ

実際の生成 AI を使った装置の内部構成は不明ですから、以下では内部構成を想像しながら説明します。画像生成 AI を備えた画像出力装置の構成イメージを図2に示します。

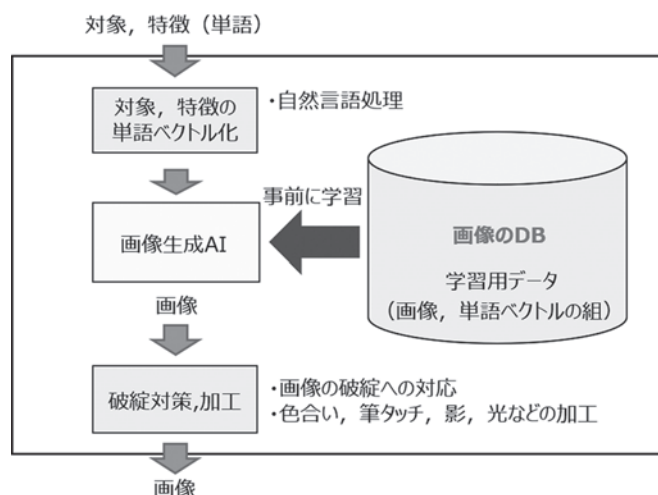


図2 想像上の画像出力装置

学習用データとして、(画像、単語ベクトルの組)の組合せを大量に用意します。単語ベクトルは画像の対象や特徴を示す単語をベクトル化したものであり、複数の単語をベクトル化しているため、単語ベクトルの組が画像に対応付けられています。単語ベクトルの組を入力としたときに、対応付けられている画像が出力されるように画像生成 AI を学習により製造します。

「入力情報生成」として、自然言語処理を用いてユーザが入力した画像の対象と特徴を単語ベクトルの組に変換します。画像生成 AI は、単語ベクトルの組を入力とし、画像を生成します。「出力情報処理」として、画像の破綻（画像が乱れている部分）への対応や加工（色合いなどの調整）を行い、画像を出力します。また、「出力情報処理」として、生成した画像が、学習用データに含まれている著作権対応ができていない画像に類似していないかを確認する処理を加えることも考えられます。

著作権への対応済みの画像のみで学習用データが構成されていれば著作権の問題が生じるリスクは低いでしょう。学習用データに著作権がある画像が含まれている場合、出力された画像に著作権の問題が生じるリスクがあるかもしれません。どの程度のリスクかはケース・バイ・ケースだと思われます。特定の作者の画像だけを学習させた場合と、何万個の画像の中の1つに著作権がある画像が含まれていた場合ではリスクの程度は異なると思われます。ただし、ユーザがどのような学習用データで学習された画像生成 AI か知らない場合、リスクの程度を知らないで使用する事になりかねません。

(3) まとめ

便利な技術は、何らかのリスクを伴います。ユーザにとっては、実際の AI の部分だけでなく、AI 利用装置全体がブラックボックスです。リスクは内部構造や使い方に依存するので、ユーザのトラブル回避のためには、

- ・サービス提供事業者の選定と契約
- ・生成過程の記録
- ・生成物の確認

は重要だと考えます。また、AI の機能、目的、学習用データの情報開示が進めば、著作権問題に関する透明性を確保しやすくなるでしょう。一方、どのように AI を使っているかは重要な技術的特徴だと考えますが、情報公開によって予測しやすくなり、営業秘密としては守りにくくなると思われます。同様に、学習用データの収集方法、生成方法も予測しやすくなるでしょう。諸外国の動向に注視しながら、国際調和を考慮して透明性確保に対応することが望ましいと考えます。また、AI 利用サービスの提供者は、このような状況に鑑みて知的財産保護の戦略を考える必要があるでしょう。

4. おわりに

2021 年度に新設された当初は、複数の実務系委員会が関連する案件について本委員会で意見を調整していました。次第に単独の委員会の案件も本委員会に情報が集まるようになり、実務系委員会の情報共有の場になっていると思います。発足 3 年程度の委員会ですが、日本弁理士会が外部に発信する意見の取りまとめを行ってきたので、本委員会で共有してきた情報が日本弁理士会内に引き継がれていくことを期待します。

(原稿受領 2023.9.22)

D&I 推進委員会活動紹介

D&I 推進委員会

1. はじめに

D&I (ダイバーシティ&インクルージョン) 推進委員会は、①日本弁理士会が D&I 推進活動に積極的に取り組んでいることを外部へ発信する、②会員へ D&I 推進・啓発に関する情報を発信する、③ D&I 推進の中長期的目標を策定し必要な政策提言を行う、という 3 本柱に基づき、3 グループに分かれて活動しています。

当委員会は令和 3 年に発足したダイバーシティ推進委員会の活動範囲を発展させて名称も変更したものであり、様々な切り口の「ダイバーシティ」を検討対象としています。今年度は男性の委員も増え、24 名中 8 名が男性です。

以下、①～③のそれぞれについて主な活動を紹介します。

2. 外部への情報発信

(1) 「知財業界のダイバーシティ&インクルージョン」セミナー

令和 5 年 6 月 2 日に、日本弁理士会・日本知的財産協会 (JIPA)・WIPO 日本事務所の共催によるセミナーを開催しました。知財業界での D&I の研究に取り組まれている米国サンタクララ大学法科大学院の Colleen V. Chien 教授より、「多様性 (ダイバーシティ) と包摂性 (インクルージョン) 推進による発明とイノベーションの奨励」というテーマでの基調講演の後、JIPA および WIPO 日本事務所から、発明者・研究者の多様化のための取り組みをそれぞれご紹介頂きました。また、特許庁からはゲストスピーカーをお招きし、「知財エコシステムにおける多様性及び包摂性によるイノベーションの促進に向けた特許庁の取組」についてお話頂きました。当会からは「日本弁理士会のダイバーシティ&インクルージョン」を紹介しました。

さらに、米国ワシントン大学の竹中俊子教授がモデレータとなって「イノベーションを促進する D&I 実現のた

めに、庁、出願人、代理人が協力できること」についてパネルディスカッションを行いました。

(2) JIPA との意見交換会

JIPA では、2023 年 2 月より DE&I (Diversity Equity and Inclusion) Society が発足し、知財分野における DE&I の実態や課題に関する情報発信や、会員企業同士が、知財分野における DE&I を互いに語り、互いに考える場づくりなどを通じ、DE&I 推進に寄与すると共に、対外的な連携も強化し、JIPA プレゼンスの向上を図ることを目的とした活動を行っています。この DE&I Society は JIPA における当委員会のカウンターパートであるため、令和 5 年 9 月 19 日に意見交換会を行いました。JIPA より、上野剛史専務理事、DE&I Society のリーダー和泉恭子氏、サブリーダー首藤美都子氏の他に 5 名のメンバーが来会され、当会からは 9 名が出席して活発な意見交換が行われました。また、今後も両会が定期的な意見交換や情報共有を行うことで、知財業界の D&I ないしは DE&I を推進していくことにつき合意が得られました。

(3) 大学・高校への情報発信

弁理士は、様々なバックグラウンドを持つ人材がダイバーシティに富む働き方を実現できる点において優れた職業であることを学生に伝え、優秀な人材を弁理士会に呼び込むことを目的として、大学や高校に対する職業紹介プログラム（セミナー）を企画しています。

3. 会員への情報発信

(1) 「弁理士のダイバーシティ」の講演と交流会

多様なバックグラウンドを持つ 3 名の委員に自身の働き方や D&I に対する考え方について講演をしてもらい、その後、発表した委員を囲むオンライン交流会を行いました。講演と交流会は Spatial Chat を使用することで、東京だけではなくて地方の会員の参加を促し、12 時開始にしたことで夕方の時間帯は参加しにくい会員も視聴しやすくすることを心がけました。

(2) 特許事務所の経営とダイバーシティに関するセミナー

D&I を取り入れた事務所経営がどのようなメリットを生むのかという視点から、既に D&I 経営を実践している会員による講演を予定しています。

(3) D&I 啓蒙コンテンツの作成

D&I 推進を会員全体に広く啓蒙するためのコンテンツの作成を予定しています。

4. 中長期的目標の設定と政策提言

諮問事項 1（弁理士業界の D&I 推進のためのさらなる課題の抽出と、その方策の検討及び提言）に対応すべく、担当委員に D&I 推進に関して取り組みたいテーマを自由に挙げてもらい、その中から特に「弁理士として活動しやすい制度の検討」について議論をしています。

諮問事項 2（日本弁理士会が多様な会員を受容するために必要な施策の検討及び提言）については、前年度会長が掲げた「D&I 推進宣言」を実行すべく今後取るべき施策について検討するものであり、重要性が高いと思われる 4 つの施策（女性役員（又は女性会員）の比率の目標化、D&I 推進のために会員が受けられる制度、D&I 推進のための研修制度、相談窓口の設置）について、具体的な施策案、目標設定、役員及び D&I 推進委員会の役割等について検討しています。一足飛びには実現できない施策が多いですが、日本弁理士会が D&I 推進に具体的に取り組んでいることを内外に示すためにも、本年度で中長期的ロードマップを作成できればと考えています。

以上

(原稿受領 2023.9.28)

総合企画政策委員会の活動について

総合企画政策委員会

委員長 山本 晃司

1. はじめに

日本弁理士会（以下、本会）には、会務活動を担う組織として各種の委員会が設置されています。委員会は、大きくは実務系委員会、会務系委員会及び例規設置委員会に分類されますが、総合企画政策委員会は会務系委員会の一つです。実務系委員会の活動内容は、パテント誌への報告の掲載、研修等を通じて多くの会員の皆様をご承知のことと思いますが、こと会務系委員会、とりわけ総合企画政策委員会（以下、当委員会）に関しては、所属経験のある方を除きその活動内容はあまり知られていないのではないのでしょうか。パテント誌にて当委員会の活動が掲載されたこともないようです。この度、当委員会について執筆の機会を頂戴しましたので、貴重な紙面をお借りして活動内容をご紹介します。

2. 委員会活動について

2. 1 職務権限及び諮問等

当委員会の職務権限は、

- (1) 日本弁理士会、弁理士制度、知的財産制度、知的財産支援の総合的な計画の検討
- (2) 例規による委員会及び常議員会設置の委員会を除く日本弁理士会各委員会活動の総合調整に関する調査研究並びに審議立案
- (3) 他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項の調査研究並びに審議立案

と定められています。

随分と強力な職務権限が並んでいますが、現実的な職務は(3)に尽きます。役員会にてどの委員会に振るべきか悩ましい事項が生じたとき、当委員会に白羽の矢が立つという具合です。検討が必要でも適当な担当委員会が見当たらない諮問等の引受け係といったところでしょうか。本年度の当委員会に示された諮問等は以下の通りです。諮問等の検討状況は後述します。委嘱事項は省略します。

(諮問)

- 1 弁理士報酬を上げるための方策の検討
- 2 総会の開催方法についての検討
- 3 会令第43号「総会議事規則」第20条第1項の見直しの検討

(審議委嘱)

- 1 弁理士業務についての弁理士報酬を、当該業務に関わる無資格者等に不当に提供しない方策についての検討
- 2 年度をまたぐ事業の運用についての検討

2. 2 委員会構成について

当委員会では、第1部会及び第2部会の二つの部会を設置しています。第1部会が諮問1及び審議委嘱1を、第2部会が諮問2、3及び審議委嘱2をそれぞれ担当しています。各部会の取りまとめは、第1部会を高橋英樹副委員長に、第2部会を金本哲男副委員長にそれぞれお願いしています。当委員会の委員数は16名ですが、うち半数の8名が本会副会長の経験者であり、他にも会務経験が豊富で熟練のメンバーが揃った委員会です。役員会主導の人事編成であったと聞きますが、お陰様で各種の検討事項につき、その問題なら誰それが詳しいといった具合に担当者を極めてスムーズに選定できています。また、各委員が有する知見、経験を突き合わせるにより深い議論ができているように感じます。互いに見知った顔ぶれが揃っていることもあり、委員会運営も非常に円滑かつ和やかに進めることができています。当委員会は基本的に対面参加とWeb参加のハイブリッド形式で開催していますが、対面参加率が比較的高いです。

2. 3 諮問等の検討状況について

(1) 諮問 1

諮問 1 に関しては、様々な方策が想定し得るところですが、当委員会では、適正な報酬額を設定するための目安や指針を会員に対して示すための方策を検討しています。平成 12 年の弁理士法全面改正以前は標準報酬額表が定められており、これが弁理士報酬に対する一定の基準として機能していました。しかし、当時の法改正の経緯からみて、本会が標準報酬額的な料金表を新たに提示することは困難と考えられます。一方、標準報酬額表の廃止によって報酬額を設定する目安が失われ、これが会員にとって、またユーザにとっても、適正な報酬額を把握することを困難たらしめている一因となっているように思われます。そこで、標準報酬額表における報酬設定の考え方を振り返りつつ、昨今の経済状況も踏まえて、適正な利潤を確保するためには報酬額をどのように設定したらよいか、その考え方につき指針的なものを会員に提供することを目指して検討を重ねています。弁理士業務が多様化した現在では一律的な報酬額を示すことは困難でしょうが、業務のコストに対して適正な利潤を加算した額を報酬額として設定することは、弁理士業務に限らずあらゆるビジネス分野で尊重されるべき普遍的な原則です。当委員会の検討がその一助になればと願っています。

(2) 諮問 2 及び 3

諮問 2 及び 3 は、コロナ禍の総会に関してウェブ参加を認めるように総会議事規則（会令第 43 号）第 20 条第 1 項を改正したところ、コロナ禍が落ち着いた後もウェブ参加を認めるための手当てを検討するというものです。当委員会では、総会議事規則第 20 条第 1 項の「その他の理由により執行役員会が必要と認める場合」の解釈で手当て可能ではないか、と検討していました。しかし、疑義が生じないよう会令をより明確化した方がよいとの意見があったことも踏まえ、会令改正の方向で案を検討しています。なお、検討の過程では、本会におけるウェブ参加の運用実績、他士業や地方議会等におけるウェブ参加の活用の状況等も調査しました。平時の総会等でウェブ参加を認めている例はまだ少ないようですが、活用を前提に検討している例は多く、将来的にはウェブ参加がより広く活用されることになると思われます。そのため、当委員会では、ウェブ参加を緊急避難的な一時的措置に留めるべきではなく、将来も見据えて常用的な参加手段として位置付けるべきと判断しました。

(3) 審議委嘱 1

審議委嘱 1 は、弁理士がその業務の対価として受けるべき報酬を、弁理士以外の者との間で分配しているかのように見受けられる事案に対し、どのように制限を課すべきかを検討するものです。この問題は、これまでも隣接士業等検討ワーキンググループ及び業務対策委員会にて検討されてきた課題です。本年度は役員会の意向もあって、当委員会でも検討することになりました。報酬分配の問題は、大きく分けて、知財管理業務の分社化に伴って発生し得るものと、依頼者と弁理士との間に入る仲介業者に関連して発生し得るものとに区別できます。当委員会では、まず前者に関して平成 11 年に本会と日本知的財産協会との間で交わされた合意事項、及びその合意事項に関する平成 20 年の両会間のやり取りを確認し、それらの経緯を尊重した解決策を提起することを検討しています。後者に関してはこれから検討を開始するところです。

(4) 審議委嘱 2

審議委嘱 2 は、年度をまたぐ事業、特に会長交代を挟んで複数年にまたがる事業に関し、その継続性をどのように担保すべきかに関する問題を検討するものです。この問題は、これまで組織改革検討特別委員会等で検討が重ねられ、組織編制、人事手当を工夫して継続性を担保する仕組みの提案等がなされてきたものの、未だ解決を見ていないものです。本会内に留まらず、外部の組織、団体等との関係が生じる事業においては、会務の継続性が当然に担保されるべきものです。一方、継続性の縛りを過度に設定すれば、選挙によって会長を選出する仕組みの下で本来自由に争われるべき政策提言にも徒に制限を課すことになりかねません。こうした事由により、これまでなされてきた提案等の実現が進まなかったように思われます。そこで、当委員会では事業の継続性に関する過去の検討事

例を全て洗い出して論点を整理し、組織編制等の仕組みの導入によるのではなく、継続性の担保に関して何らかの基準を設定し、会長交代時の引継ぎにそれを反映させるような方策を打ち出せないかと検討しています。これまで幾度となく検討されてきた課題ゆえ、当委員会の単年度の検討だけでは容易には解決できない問題であろうと予想しますが、当委員会の検討が改善に向けて少しでも貢献できるよう、引き続き検討を進めたいと思います。

3. まとめ

以上から明らかなように当委員会の活動は会務運営に関する事項が中心であって、その活動内容は実務系委員会や附属機関等と比べて非常に地味なものです。実務的、あるいはアカデミック的な知見は当委員会では全く得られません。それゆえ、多くの会員の皆様にはなかなか興味をもって頂けない委員会なのかもしれません。しかしながら、会務を円滑に運用し、会長以下、会務活動に関わる皆様に存分に活躍して頂くためには、よろず相談係的な当委員会も必要不可欠ではないかと感じています。活動内容を文面にすると硬派の雰囲気のある委員会と受け取られそうではありますが、実際はくだけた雰囲気の委員会です。対面出席率が高いこともあり、委員会終了後も場外延長戦が待っていることが通例です。このような委員会を経験してもよいかな、と興味を持たれた方がいらっしゃれば是非お声がけ下さい。いずれにしても、本稿が総合企画政策委員会の活動を知って頂くきっかけとなれば幸いです。

(原稿受領 2023.10.6)

2025 大阪・関西万博対応委員会活動紹介

2025 大阪・関西万博対応委員会

委員長 京村 順二

1. はじめに

当委員会は、2025年の大阪・関西万博の成功に向けて、日本弁理士会がどのように貢献できるかを検討するため、2021年度に新たに設置された委員会である。当委員会の使命は、日本弁理士会が万博の機運醸成に貢献し、その貢献を通じて、社会での日本弁理士会のプレゼンスを高めることである。

2. 委員会の紹介

2021年度の設置当初は定数20名以内と設定され、委員長含めて6名の小さな組織であったが、2年目、3年目と活動がより活発化するに従って、委員の数も増えていった。2022年度は10名（定数20名）、2023年度は27名（定数30名）となっている。半数以上が関西会所属の委員であるが、東海、関東等、他の地域会からも多数の参加がある。また、各委員の委員履歴も様々である。例えば、知的財産支援センター、知的財産経営センター、関西会の知財普及・支援委員会、近畿経済産業局協同委員会等、外部組織に対する支援、外部組織との協働を主な活動とする委員会出身者が多い傾向である。

3. 活動内容の紹介

(1) 2021年度

ア. 「共創パートナー」登録

初年度の活動としてまずは、万博支援の形態について検討および実行した。万博支援と一口に言っても、支援方法には多くの選択肢があり、パビリオン出展、テーマ事業協賛、営業参加等があった。日本弁理士会の組織体制や活動内容に照らして、どの形態での参加が適切であるかを検討した。その結果、「共創パートナー」プログラムに登録し、さらに「共創チャレンジ」に参加することが適切との結論に達した。2021年8月12日に登録を申請し、同年10月6日に承認を受けた。

イ. 「共創チャレンジ」の内容検討

「共創チャレンジ」として行う活動について検討した。2030年までのSDGsの達成への貢献を掲げる万博の理念の下、日本弁理士会の既存の活動のうち、外部向けに速やかに導入でき、かつSDGsとの関係性が深い活動を選定した。知的財産支援センターの教育機関への支援員派遣事業と各地域会が行う知的財産教育（知財授業）が適していると判断し、その実現化に注力した。

（2） 2022年度

ア. 知財授業の「共創チャレンジ」登録

知財授業の共創チャレンジ登録に際しては、万博支援を全国的に行うという趣旨を考慮して、万博に関連する共通コンテンツを新たに作成することが好ましいと考えた。知的財産支援センターの協力の下、共通コンテンツを完成させ、それを知的財産支援センターおよび各地域会に展開した。そして、2022年度中にこの知財授業を「共創チャレンジ」登録申請し、2023年度4月に2025年日本国際博覧会協会から承認を受けた。

イ. 第三者の「共創チャレンジ」への支援

知財授業の「共創チャレンジ」登録と並行して、第三者の「共創チャレンジ」への支援も検討した。知財面から第三者の「共創チャレンジ」をサポートすることで、社会課題を解決するイノベーションの創出につながる可能性があるためである。登録されている共創チャレンジの数が500件以上（2022年8月時点）あったので、弁理士会との共創に相応しい共創先を選定することに苦労した。その中で、「技術」、「未来」に関連する共創チャレンジとして「大阪の若者が挑むSDGsを解決するためのロボット開発プロジェクト（追手門学院大手前中等高等学校）」を選定し、この共創チャレンジを知財面からサポートするために、同校のロボットサイエンス部と協議を重ねた。

（3） 2023年度

ア. 万博関連イベント体験会

（ア） 企画・開催

2023年度は、前年度にはなかった新たな事業として、子供向けの万博関連イベント体験会を企画・開催することにした。体験会のタイトルは「バーチャル世界で近未来を感じよう～日本弁理士会はイノベーションを応援しています～」である。この体験会は、未来の技術発展を担う子供たちに最先端の技術を体験させることを通じて、自ら発明する興味を喚起し、知的財産の活性化につなげることを目指している。

体験技術としては、バーチャル技術が適切という結論に至った。最新技術を駆使した技術であり、かつ子供たちが馴染みのあるVR等のバーチャル体験会とすることで、子供たちの技術への興味を促進できるためである。また、この体験会の内容を教育機関に動画配信した際に、子供たちの関心を引きやすく、万博に対する子供たちの興味を一層高めることが期待される。

体験会の開催日は、2023年10月29日（日）の13:00から17:00である。体験会の出展企業については、委員会のマンパワー等を考慮して3社に絞った。出展企業の選定にあたっては、体験会が3社の技術比較の場にならないように、各社の技術がバッティングしないよう配慮した。

出展企業の1社目は、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）である。国立の研究機関であって信頼性が高く、子供たちが通常自ら体験することが難しいMR（Mixed Reality）技術を提供頂けるために選定した。2社目の株式会社栗本鐵工所は、近畿経済産業局のVR/AR/MR企業カタログに掲載された企業であり、その中でも特徴的な、視覚、聴覚に続く第3の感覚提示技術として「触覚：ハプティクス」分野の価値の創造に取り組んでいるため選定した。3社目の株式会社パララボは、福岡を拠点とする企業である。この会社は、子供向けのVR体験会を多数手がけており、今回のイベントでも子供たちに非常に満足してもらえるコンテンツを提供可能なことから選定した。また、九州経済産業局が万博共創パートナーになっており、今後、万博関連において九州の経済団体とのコネクションを強固にする意味でもメリットが大きい。

体験会の参加対象は主に高校生である。時間も限られることから、大阪府のSSH（Super Science Highschool）指定校を中心に募集をかけ、参加者は55名であった。

体験会当日は、13:00~15:00 および 15:00~17:00 の前半後半 2つの時間帯に分け、前半 28名、後半 27名に出展企業の各ブースで技術を体験してもらった。また、出展企業のブースとは別に、弁理士ブースも1つ設けた。弁理士ブースでは、弁理士と参加者がXR体験を通じての意見交換会（弁理士による知財視点のレクチャー）を行った。

(イ) 体験会の動画配信

体験会の様子を動画に収め、教育機関への配信・紹介、YouTube等を利用した一般配信を行う。教育機関に直接働きかけることで子供たちの万博への興味を引き出し、万博を盛り上げるためである。

(ウ) 体験会の新聞報告記事

動画配信と並行して、万博開催500日前である2023年11月30日頃に、体験会の様子を新聞でも紹介する。日本弁理士会の万博支援活動を周知することは、知的財産を通じて日本のイノベーション促進を後押しする狙いがあり、結果として、日本弁理士会の存在感を高めることになるためである。特に、XR技術体験会のように、「先端技術×未来の技術発展を担う子供」と組み合わせたイベントの社会的注目度は高く、広域的に周知することで、日本弁理士会の存在価値を大々的にアピールできると期待される。

イ. 第三者の「共創チャレンジ」への支援

前年度に引き続いての活動である。前年度選定した「共創チャレンジ」の内容は、追手門学院大手前中高等学校ロボットサイエンス部の中高生が、SDGsを実現させるために、ロボット開発によって解決するプロジェクトである。

同プロジェクトの実施主体である「追手門学院大手前中高等学校ロボットサイエンス部」に所属する中学3年生2名が製作したロボット「心に寄り添うお薬管理ロボット Pal」は、2022年度の世界最大のロボット競技会（WRO）の国内予選を1位で通過し、世界大会（73か国、365チームが参加）においてもFuture Innovators 競技のジュニア部門で金メダルを獲得し、世界一になった。

同ロボット Pal の開発には様々な工夫が施されていたが、知財マインドという点では、指導する立場の教員も含めて完全に欠けていたのが実態であった。

そこで、当委員会の委員がロボット Pal について実際に調査した結果、多くの素晴らしい点があり、中には新規性・進歩性が認められる可能性のある点も見つかった。この知財化を実現することで、生徒たちに最高の形で生きた教材を提供できる。また、この生きた教材を活用して、知的創造教育や日本弁理士会の知財授業などを提供することは、将来のエンジニアや科学者に対して、このタイミングで知財に真剣に向き合うきっかけを与えることになる。さらに、報道を通じてこの取り組みが紹介されることで、同校以外の多くの生徒にも波及効果をもたらすだけでなく、「共創パートナー」としての日本弁理士会の活動が広く知られることで、日本弁理士会の知名度向上にもつながることが期待される。

以上の理由から、日本弁理士会の「共創パートナー」の活動として、追手門学院大手前中高等学校の中学生2名が行った考案について、知財化を支援することが適当であるという結論に至り、実用新案登録出願のサポートを行った。

4. 今後の活動

2025年の万博本番でのイベント開催に向けて活動中である。この原稿を書いている2023年10月現在では未定であるが、万博会場でのステージの確保に向け活動している。確保できた際には、2024年度は、万博本番に開催するイベント等の企画がメインの活動になるとと思われる。

追記：本原稿は2023年10月末日に一部修正追記をしています。

以上

※「YouTube」は、Google LLCの商標または登録商標です。

(原稿受領 2023.9.29)